

令和5年 6月 6日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年6月6日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東庄町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 9 議案第24号 一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第25号 東庄町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第26号 令和5年度東庄町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について（令和4年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）
- 日程第13 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について（令和4年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書）
- 日程第14 報告第 3号 繰越額使用計画について（令和4年度東庄町水道事業会計予算繰越計画書）
- 日程第15 請願第 1号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第16 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

日程第17 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1 番 前 田 君 江 君
2 番 岩 井 弘 晃 君
3 番 越 川 良 男 君
4 番 柳 堀 忠 君
5 番 桜 井 莊 一 君
6 番 土 屋 光 正 君
7 番 佐久間 義 房 君
8 番 板 寺 正 範 君
9 番 花 香 孝 彦 君
10 番 大 網 正 敏 君
11 番 高 木 武 男 君
12 番 鈴 木 正 昭 君
13 番 山 崎 ひろみ 君
14 番 宮 澤 健 君

○欠席議員

な し

○出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君
副 町 長 向 後 喜一朗 君
監 査 委 員 平 山 茂 君
総 務 課 長 堀 江 弘 之 君
企画財政担当課長 加 瀬 博 子 君
町 民 課 長 香 取 康 成 君
まちづくり課長 鈴 木 秀 樹 君
健康福祉課長 布 施 光 規 君
会 計 管 理 者 堀 江 香 澄 君

病院事務長 渡辺 佳則 君

農業委員会事務局長
（農政担当課長） 前田 泰孝 君

教 育 長 石橋 宏克 君

教 育 課 長 宇ノ澤 修 君

生涯学習担当課長 郡 伸明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊藤 雅晃

次 長 向後 順子

主 査 高橋 大助

(午前10時00分 開会)

議長（宮澤 健君）

おはようございます。マスクについては個人の判断ということになりましたので、よろしくお願ひします。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和5年6月東庄町議会定例会を開会します。

会議に先立ち、報告します。去る5月29日、千葉県町村議会議長会定例会において自治功勞表彰があり、本町町議会の大網正敏議員、花香孝彦議員、板寺正範議員、佐久間義房議員の4名の議員が表彰されました。誠におめでとうござひます。

ここで表彰状の伝達式を行います。事務局がお名前を申し上げますので、前にお願ひします。

(表彰状 伝達式)

議長（宮澤 健君）

これで伝達式を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 山崎ひろみ君、1番 前田君江君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

令和5年6月定例会の運営について報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る5月30日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案9件、請願2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報

告の後、一般質問は6人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、承認第1号から承認第3号及び議案第24号から議案第26号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号から報告第3号の報告を行います。続いて、請願2件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に委託して、散会とします。

第2日目の7日及び第3日目の8日は休会としまして、この間、7日午前には文教福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の9日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催する予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から6月9日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月9日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願2件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和5年2月27日から5月28日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますが、1ページ目、庶務関係で、4月20日に行政協力員まちづくり会議を開催いたしました。町民視点による地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、職員の新規採用、退職及び再任用の状況を記載しております。職員の採用にあたりましては、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2ページ目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金関係ですが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、令和4年度に住民税非課税となった世帯等に対しまして給付するもので、最終的には1,266件、6,330万円を支給しております。

次に、企画関係でございますが、3月30日に株式会社ジェイアール東日本企画と包括連携協定を締結いたしました。これは双方が緊密に連携をし、双方の資源を有効に活用した協働による取組を推進し、地域経済地域社会の活性化と住民サービスの向上を図るための協定となります。

続いて、町民課の関係ですが、3ページ目中段からの賦課徴収関係及び4ページ目中段の固定資産税関係で各種町税の納税通知書を発送しております。課税額につきましては、軽自動車税が5,095万100円、町県民税の特別徴収分が7億8,168万1,500円、固定資産税が6億7,619万4,000円となっております。

次に、戸籍・住民票等関係、6ページの個人番号カード関係ですが、期間中のカード交付件数は1,575件、累計で9,614件となっております。

続いて、健康福祉課の関係ですが、9ページ目の子育て支援関係で、子育て応援祝金やひとり親家庭児童入学祝金、出産・子育て応援交付金をそれぞれ記載のとおり支給をしております。これは子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支援対策の充実を図ってまいりたいと思います。

次に、10ページ目上段から、衛生関係では記載のとおり健康増進、予防接種等

の事業を実施しております。

なお、コロナウイルスワクチン接種につきましては、1回目から6回目まで、合計しますと期間中に1,261名の方々が接種を受けております。

次に、12ページ目中段には、介護保険関係での介護サービス利用件数、地域包括支援センター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き、介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、13ページ目中段のまちづくり課の関係ですが、建設関係で道路改良工事等7件の他、登記処理委託等の5件の業務委託を契約しております。

また、14ページ目中段になりますが、公園関係では、公園等維持管理費等、業務委託5件を契約しております。

次に、16ページ目下段の水道関係では、配水管更新工事等4件の他、17ページ目上段の計装設備等保守点検業務委託等4件の業務委託を契約しております。

最後に、18ページ目中段、東庄病院の関係ですが、1日当たりの平均患者数は、入院患者数が44人、外来患者数が93人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

教育長の石橋でございます。私から教育委員会行政報告をさせていただきます。

お手元の資料20ページをご覧ください。

初めに、教育委員会関係でございます。3月から5月にかけて臨時教育委員会を1回、定例教育委員会を3回、開催しました。

続いて、学校教育関係でございます。まず、教職員の人事異動でございますが、転入が11名、転出が8名、退職が2名ございました。

校医の委嘱については例年どおりでございます。

また、こども園、小・中学校の卒業式、入学式についてはお手元の資料のとおり実施しました。

次に、指定寄附の関係でございます。香取農業協同組合様から「農業とわたしたちの暮らし」という学習教材のご寄附をいただきました。小学校の授業に活用していきます。

続いて、3番目、生涯学習関係でございます。初めに生涯学習事業については、香取地区子ども会育成連絡協議会役員理事会の他、様々な会議や協議会、総会を行いました。

続いて、社会教育事業でございます。町スポーツ推進委員会第6回会議他、様々な会議、総会を行っております。家からウォークラリーについては113名、また第40回東庄町民ゴルフ大会には59名のそれぞれの参加がございました。

次に、公民館事業でございます。5月14日に子どもまつりを行いました。チケット347枚、完売をいたしました。当日は親子連れの子供達がたくさん来館して盛況でございました。

また、主催講座としまして、放課後こども教室や公民館で行っている様々な講座を開設いたしました。

22ページをお願いいたします。

契約関係でございます。東庄町各町民体育館及び宮野台運動公園の鍵回収業務他2件の契約を行っております。詳細は資料のとおりでございます。

4番目、社会教育関係については、香取地区社会教育連絡協議会役員会他、様々な会議が行われております。

続いて、図書館関係でございます。図書館だよりの発行や読書スタンプラリーなどを実施しております。図書の出数については資料のとおりでございます。

23ページをお願いします。

給食センター関係でございますが、給食数については資料のとおりでございます。3月20日に東庄町学校給食調理業務委託業者選定委員会を開き、業者の選定を行いました。株式会社東洋食品に決定をいたしました。引き続き、令和5年5月24日に業務委託契約を行いました。業務委託期間は令和5年8月1日から令和8年7月31日までの3年間で、委託契約金額は1億7,552万7,000円でございます。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

議長（宮澤 健君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問にあたり、板寺議員より事前に資料を配付したい申出がありましたので、

許可をいたしました。

通告順に発言を許します。

1 1 番、高木武男君。

1 1 番（高木武男君）

1 1 番、高木です。一般質問をさせていただきます。

質問事項 1、人口減少問題。

要旨 1 として、少子化対策について。

人口減少が加速している最大の問題は、少子化にあると思います。なぜ少子化なのかを考えなければ、人口減少問題は解決しないのではないかと思います。日本の年間死亡者数は 1 4 3 万人ほどですが、出生数は 8 0 万人にも届きません。死亡者に対して出生数の割合が年々減少していることが人口減少の要因の一つかと思いません。

子供とその両親に対する経済支援により、この人口減少問題を解決しようと考えているようですが、難しいと思います。少子化はお金だけの問題かと 2 0 代、3 0 代の女性の方から新聞への投書がありました。結婚や子育てについて、いろいろと悩んでいる様子がつづられていました。子供を産めと言いながら、子育て世帯には冷たい、そんな空気が今の日本にはあるのではないか。地球温暖化による気象変動により風水害等の増加や酷暑などがリアルに感じられるようになった。更に世界規模でのウイルスの蔓延、国家間の戦争や核兵器による威嚇、命の危険を感じるような日々が訪れ、将来への不安が尽きない。こういう暗いニュースが続く状況では、自分の子供が 1 0 0 年先も安心・安全な暮らしを送ることが出来る保障はないと考えたと、子供を授かりたくないと言っています。

この人口減少問題、少子化対策はお金を配るだけでは解決しません。人口減少問題は、町が町民から信頼され、良い町だと思っただけで解決の第一歩だと思う。少子化対策について、町の認識と対応について伺いいたします。

以上で 1 回目の質問を終わります。次回からは自席より行います。よろしく願いします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の1番目、人口減少問題、質問要旨の1番目、少子化対策について、町の認識と対応についてお答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が令和4年9月に公表した第16回出生動向基本調査の夫婦調査において、妻45歳から49歳の最終的な出生子供数は、晩婚化を背景に減少し、1.81人となっております。夫婦の平均予定子供数は2.01人となり、理想の数の子供の数を持たない理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎているからを選ぶ夫婦の割合は52.6%となり、最多の選択率となっております。

そのような中で、少子化対策として、町では子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子育て支援策の充実を図っております。

町独自で行っている経済的支援として、出産祝金10万円や小学校、中学校入学祝金それぞれ5万円の支給、保育園に入園した場合の保育料第3子の無料、学校給食費の無償化、高校生医療費の助成、奨学資金の利子を一部補給する奨学資金利子補給事業、また、出産・育児をサポートするために不育症治療費助成や妊婦・乳児健康診断への助成も行っております。

議員がおっしゃられるように、少子化はお金だけの問題ではないと認識しております。

少子化対策は、結婚することへの若い人の意識を変えることや、また、母親の出産後の就業継続の問題や子育て支援制度の利用の問題など、働きながら子育てが出来る環境の整備も必要と考えます。

そのような中で、子供を持ちたいと考える夫婦が、将来の子供にかかる費用で子供を持つことに躊躇することなくいられるよう、今後も経済的支援を含めた子育て世帯に寄り添う支援を行っていきたいと考えております。

私からの答弁は、以上です。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、人口減少問題について、私から解決策についてお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるような人口減少の大きな要因が出生率の低下であり、人口減少

が及ぼす社会的問題は国民全てに関わる大きな問題だと思います。

ただいま少子化対策として子育てにかかる経済的支援を健康福祉課長より申し上げましたが、今後の人口減少への町の認識と対応についてお答えします。

若い世代を含め人生観や価値観が個人によって大きく異なる現代では、ライフスタイルやライフプランが個々に違います。そんな中、結婚をし家庭を持ちたい方、子供を東庄町で育てる意思のある方々には、少子化対策の一環として出会いの場の提供や住む環境の整備支援等も必要になると考えております。対策の例としましては、出会いの場の提供は、結婚支援センターとして婚活支援をいたします。住み続けたいと思ってもらえるまちづくりは、新生活応援補助金や移住定住支援金を交付いたします。

今後、新しい施策として、若い世帯への住宅支援等も考えてまいりたいと思います。

また、少子化対策には、子育て支援の他に教育環境の整備や働き方改革など多角的なアプローチも必要と考えております。

今後とも人口減少問題に効果的と思われる分野に積極的に事業を展開していきたいと考えております。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

子供が生まれて、大学を卒業し、自立するまでには、最少でも2,000万円ぐらいはかかると言われています。少子化対策として、出産祝金、入学祝金、保育料や給食費の無償化、医療費の助成金等、切れ目なく経済的支援は続けられています。

一方、結婚したくとも結婚出来ない人、結婚以前に問題を抱え込む人もいます。結婚に踏み込むことが出来ない人には、結婚に対する意識を変えてやることや、環境を整えることがより重要なことかと思えます。男女の役割分担の多様化や若者支援など、個人の幸せを重視した政策に取り組んでこなかったと思えます。その結果、若者は将来に不安を感じ、結婚や子育てをためらっています。

少子化対策を進めるにあたっては、経済支援と同様に環境整備をされることを要望いたします。

続いて、質問事項2、新しい東庄の諸課題。

1、道の駅について。

道の駅に関する一般質問は、10年以上前から何度も行われています。道の駅については、国道356号バイパスの完成を考慮して、道の駅の設置に向け、検討を進めていきたいと当時の金島まちづくり課長の答弁がありました。

また、昨年12月議会で町長は、道の駅に関する一般質問に答えて、設置にはいろいろと悩んでおられるようでした。検討だけでは終わりにたくないのも、利便性であるとか有利性であるとか、いろいろな条件を整えばすぐゴーサインを出して取り組んでまいりたいと申されました。いろいろな条件とは何でしょうか。お聞かせください。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問事項2、新しい東庄の諸課題について、質問要旨1の道の駅について、ご質問のありました道の駅の条件について私からお答えします。

まず、道の駅は国土交通省が登録を認めた施設であり、国土交通省が定める道の駅整備基準に合致することが必要であります。

条件として挙げられておりますのは、周辺地域の観光資源や特産品が豊富であること。自治体や地域住民の協力が得られること。道路管理者による組織からの推薦が必要であり、道路管理者の整備に対する支援の基準は、主要幹線道路であり、概ね一日あたり5,000台以上の交通量のある路線であることなどがあります。町長が申しあげました条件を整えばというのはこの辺りでもあります。

また、今年度、主な要件として公表されておりますのが、無料で24時間利用が出来る十分な駐車場、清潔な洋式トイレ10器以上、子育て応援施設や道路及び地域に関する情報提供の場が整備され、文化教養施設や観光レクリエーション施設などの地域振興施設があること、バリアフリー化など年々要件も変わってきております。そのため近隣の道の駅を見ましても、面積だけでも1万平米から1万5,000平米になりますし、近年2万平米以上の道の駅が新設されております。

建築費については、いろいろなメニューの補助金や交付金がありますが、そちらにも要件が発生し、概ね2分の1補助が多く、自治体側からは一般財源の調達が必

要となります。

全国の道の駅は、制度創設以来今年で30年となり、1,204駅の登録数で千葉県では29駅です。

町といたしましては、現在の主要道路は国道356号線であり、国道に面した2万平米ほどの土地は所有がありません。今後、北ルート開通に伴い、旧橋小学校跡地を主要道路幹線として見ていただけるのか。また、用地を広げることが出来るのかなどが、具体的な町長が申しあげました条件を整えよということになると思います。

また、旧橋小跡地利活用につきましては、従来答弁させていただいたように住民にとって地域振興に寄与する施設を町単独ではなく、企業の力を借りた形を検討しており、住民が必要とする住民に還元出来る使い道を模索している姿勢は崩しておりません。ただ、道の駅を含め今後も検討してまいります。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

道の駅の条件については、大きく分けて二つがあるかと思います。

第1点は、国土交通省が定める道の駅整備基準に合致することが必要です。国土交通省が定める整理基準は、やろうと思えば幾らでもクリア出来ることだと思います。

次に、第2点目です。周辺で観光資源や特産品が豊富であることが条件のようです。残念ながら本町においては、観光資源や特産品は豊富にあるとは言えません。観光資源や特産品の開発には、5年ないし10年以上はかかると思います。道の駅については、十分に検討されていいものを造っていただくことを切に望みます。

要旨2、がん対策について。

東庄町がん対策推進条例は、平成25年9月に制定されました。がんの治療法については、外科手術、抗がん剤、放射線等、日進月歩進化しておりますが、まだまだ安心は出来ません。私の同僚議員4名もがんで亡くしました。心よりご冥福を祈りたいと存じます。

さて、がん対策条例の第2条では、がん対策に必要な施策を実施するとしていま

すが、どのような対策をしているのかお伺いいたします。

第6条では、町はがんに関する理解及び関心を深めるため、がん対策に関する情報を収集し、町民へ情報を提供するため必要な広報活動をするよう努めるとありますが、情報提供や広報活動を目にしたことはほとんどありません。現状はどのようになっていますか、お伺いいたします。

第7条では、がん患者などへの支援として、町はがん患者とその家族の身体的苦痛、精神的苦痛、または社会生活上の不安の軽減に資するよう相談体制の充実、その他支援のために必要な施策を実施するとあります。私の友人もがんにかかって、身体的にも精神的にも不安で日々生活していますが、町からの相談や支援を受けたことはないと言っていますが、現状はどのようになっていますか、お伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の2番目、新しい東庄の諸課題について、質問要旨の2番目、がん対策についてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように、東庄町ではがん対策推進条例を平成25年9月に制定しております。

これは、千葉県においてもがん対策推進条例が平成25年3月に制定されたことから、がんが町民の生命及び健康にとって重大な脅威となっている現状に鑑み、本町のがん対策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見の推進を図るため、がん対策を総合的に実施していくことを目的として制定したものでございます。

ご質問のありました、条例第2条で、がん対策に必要な施策を実施することに努めるについて、どのような対策を行っているかについてでございますが、第2条では、町の責務として、町は、国、県、町民、医療機関、がん患者及びその家族などと連携し、がん対策に必要な施策を実施するよう努めるものとする規定されております。

そのような中で、町ではがんの予防及び早期発見の推進として、各種がん検診の実施や胃がん発症予防事業としてピロリ菌検査を実施しております。

がん検診は、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの6種類を行っており、全て無料で受診出来ます。町では、前立腺がん検診は50歳からの受診となりますが、それ以外は20歳以上の方であれば受診することは可能です。令和4年度の胃がん検診の受診者数は859名、大腸がん検診の受診者数は1,070名、肺がん検診の受診者数は1,886名、子宮がん検診の受診者数は566名、乳がん検診の受診者数は1,650名、前立腺がん検診の受診者数は276名でございます。

また、ピロリ菌検査は、ピロリ菌に感染していることで胃に炎症を起し、長期にわたって炎症が続くことで胃がんの発症の可能性を高めることから検査を実施するもので、現在、中学3年生、20歳、25歳、35歳の方で、希望する方に検査を実施しております。

続いて、第6条の町民へ情報を提供するために必要な広報活動を実施するよう努めるについて、現状はどうなっているかについてでございますが、町では、例年2月に広報東庄やホームページで町民の方に向けて、各種がん検診を受診したい方は登録制となっている旨をお知らせしています。

新規登録については、保健福祉総合センター窓口での登録と電話での登録、更に令和5年度のがん検診からは、町ホームページから登録することも可能となりました。

また、35歳から5歳刻みで50歳までの方に対し個別通知を発送し、がん検診のお知らせをしております。

次に、第7条の相談体制の充実その他支援のために必要な施策を実施するよう努めるについて、現状はどのようになっているかについてでございますが、町ではがんを患っている方の把握はしておりませんので、こちらから積極的に支援を行うことは出来ませんが、在宅で生活することが不安な方や家族または病院から相談があった場合には、地域包括支援センターにおいて必要な機関や各種サービスにつなげ、専門的な相談が出来るような対応をしております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

がんにかかっている方については把握はしていないということですが、病院等から健康保険組合に請求されるレセプト、診療報酬明細書を見れば、大体のがん患者は把握されます。がん以外の患者に対しては、患者の把握は求めません。がんについては、条例によってがん患者などへの支援として、町はがん患者とその家族などへの身体的苦痛や精神的苦痛などの不安を軽減するとあります。条例の制定は重いものがあります。条例は町の憲法です。がん対策については、病院等では出来ないことがあるのではないのでしょうか。条例にもあるように、患者に寄り添い、苦痛や不安を少しでも和らげるため、相談や困っていることを聞いてやるのが大事だと思います。こういうことの小さな積み重ねが町民から信頼され、良い町になっていくのではないのでしょうか。

要旨3、男女共同参画について。

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として第2次東庄町男女共同参画計画が策定されたと聞いております。その中で、男女共同参画への意識づくり、そして男女共同参画への環境づくり、安心・安全に暮らせるまちづくり、この三つが基本目標だということですが、具体的な事業や数値目標についてお聞かせください。

次に、議会における男女共同参画についてお聞きしたいと思います。

4月に行われた統一地方選挙では、白井市の市議会議員18人中10人の女性議員が選出されました。人口の半数は女性でありますので、当たり前のことであり、当然の結果だと思います。本町においては、現在2名の女性議員がおりますが、少なくともあと二、三名は欲しいところです。

議会で女性議員の発言が増えることにより、議会の雰囲気も変わり、町政にも反映し、新しい東庄のための良いまちづくりが出来るのではないのでしょうか。来る11月19日には本町の議会議員選挙が行われますが、議会における男女共同参画について町はどのように考えていますか。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、質問事項2、質問要旨3の男女共同参画について、お答えいたします。まず、第2次東庄男女共同参画計画についてお答えします。

第2次東庄町男女共同参画計画は令和3年3月に制定されました。男女が共に認め合い笑顔で元気な社会を基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指しております。

そのために3つの基本目標を設定しております。

基本目標1つ目は、男女共同参画への意識づくりでございます。男女があらゆる分野で個人としての尊厳が重んじられ、誰もが自らの存在に誇りを持って生きていける社会基盤を作ることを目標としております。

意識啓発のために広報誌や町ホームページに関連記事を掲載したり、男女平等教育の推進のため小中学校で講座を開催しております。また、DV・ハラスメントの防止のため支援を実施しております。

2つ目は、男女共同参画への環境づくりです。男女が互いに協力して個性と能力を発揮し、あらゆる分野に主体的に参画、活躍出来る環境を作ることを目標としております。

男女の均等な雇用の機会確保のため、ホームページに雇用情報を掲載したり、男性の育児休業取得の推進を行っております。

3つ目は、安心安全に暮らせるまちづくりです。男女が生涯にわたって充実した豊かな生活を営み、誰もが安心して暮らせる社会をつくることを目標としております。

各年代にわたり筋力アップに取り組むために作成したこじゅりん体操の普及や健康診断、がん検診等の受診率の向上を図っております。

このように各基本目標ごとに重点施策を定め、また重点施策を推進するための指標を設定し、指標に向け計画、実行することにより、男女共同参画社会の実現を目指しております。

続きまして、町議会における男女共同参画についてお答えします。

計画において、直接、議会に関しての指標等は設定しておりませんが、指標の一つに政策方針決定過程における男女共同参画の促進のため、審議会等における女性委員の割合の向上を掲げております。

町の施策や方針決定の役割を果たしている審議会や委員会に女性の登用を進めることが、町のあらゆる施策に男女の意見を反映した男女共同参画の視点を取り入れることにつながると考えております。

第1次計画策定前の平成27年4月1日現在では約23%であった登用率も、令和5年4月現在では約27%となっております。まだ目標値の40%には到達いたしていませんが、女性委員が増えることにより、町の施策への興味が増していき、ひいては町議会への興味にもつながるものと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

町の審議会や委員会における女性の登用が約27%まで増加していることに対してはよしとしますが、出来るだけ早く目標の40%になることを望みます。

町議会における男女共同参画についても、女性議員は5人ぐらいは欲しいところです。議会での女性議員の発言が増えることにより、議会の雰囲気も変わり、町政にも反映し、新しい東庄のための良いまちづくりが出来るのではないのでしょうか。来る11月19日に本町の議会議員選挙が行われますが、投票率は年々下がっています。投票率を上げるため、危険防止と男女共同参画推進のため、女性議員の立候補のすすめと啓発について、町の広報誌に載せていただきたくお願いし、一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分からとします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

議席番号13番、山崎ひろみでございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

本日は、1点目、支え合い助け合う地域社会の構築、2点目、介護保険事業、3

点目、多様性の時代の考え方についてを質問させていただきます。

初めに、孤独・孤立対策について。

コロナ禍では、人につながりたくてもつながれずに追い込まれる社会的孤立を巡る課題が顕在化しました。このため国は、孤独・孤立対策推進法を5月31日に成立させました。

国内の高齢者人口は、2025年には3,677万人に達し、その後も増加傾向が続き、2042年に3,935万人でピークを迎えるとしています。社会は高齢化と核家族化により、高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が増加しております。更に、ひきこもり状態にある人達も大きな社会問題となっております。令和元年3月に公表された40から64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は、社会に大きな衝撃を与えました。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親と共に社会的に孤立するケースも少なくありません。80代の親が年金等で50代の子供の生活を支えている「8050問題」が騒がれていますが、いずれは親の方も加齢や病気等で介護を必要とする状態になります。生活が困窮し、生活保護を申請する事態にもなってきます。

そこで伺います。高齢者については、地域包括支援センターや介護保険制度の利用等で把握出来る状況かと思いますが、町内のひきこもりの人がいる家庭の調査や情報収集は出来ているのか。大変にデリケートな問題であることは理解しておりますが、現状を伺います。

次に、成年後見制度について質問します。

これは皆さんご存じかと思いますが、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者、成年後見人を選ぶことで本人を法的に支援する制度のことです。

近年、高齢者のみの世帯の増加、親族関係の希薄化、将来自分自身の認知機能が低下した時のことなど、誰にも相談出来ず不安に感じている方達があります。どのような流れでサポートしているのか、これまでの利用状況、課題等についてお聞かせください。

次に、高齢者の居場所づくりについて質問します。

昨今、介護保険制度の周知は進み、デイサービス等の利用者は増加していると思われまます。皆さんもフレイルという言葉をよく耳にするとおもいます。病気ではない

けれど年齢と共に筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい健康と要介護の間の虚弱な状態のことで、身体機能や認知機能の低下が見られる状態のことで

す。

適度な運動、栄養バランスの良い食生活、人との交流が大事な予防策かと考えます。我が町でも80歳を超えても畑仕事をし、グラウンドゴルフの練習にも参加し、チームでプレーしながら同年代の方と交流されている方などは大変にお元気です。

しかし、誰もが畑仕事が出来て、グラウンドゴルフが楽しいと思えるわけではありません。住んでいる地域の差もあります。会社を定年して外部との交流も途絶え、活力のない状態に陥っている方もいます。このコロナ禍で更に顕著に表れた気もいたします。そういう状態にならないための、高齢者が気軽に集える場所が必要と考えますが、町はどのように認識されているか伺います。現状と課題、これから取り組むべきことがあればお聞かせください。

次に、質問事項2の介護保険事業について質問します。

第8期介護保険事業の最終年度にあたり、今年度中に第9期事業計画策定に取り組むところかと思えます。この3年間はコロナ感染症の影響で思うように実施出来ず目標値に届かなかった事業もあるかと理解いたします。現状と課題についてお聞かせください。

次に、質問事項3の多様性の時代の考え方を質問します。

現代は、多様性を認める社会でなければならないと考えます。性別による差別をなくし、女性と男性が対等に権利、機会、責任を分かち合える社会、性的少数者（LGBTQなど）に寄り添うまちづくりが必要と考えます。現在、国もLGBT法案を審議しているところかと思えます。

そこで、SDGsの目標の一つにある誰一人取り残さない社会を実現するために、ジェンダー平等に対する教育現場での取組について伺います。

学校現場では、教職員に向けた啓発活動などは行われているのか、児童生徒に対して教育現場での指導内容はどのようになっているのか伺います。

次に、パートナーシップ制度について質問いたします。

性的少数者（LGBTQなど）に寄り添うため、町の職員に対してどのような啓発を行っているのでしょうか。パートナーシップ制度は、自治体がLGBTカップルに対して二人の関係が結婚と同等であると承認し、証明書などを発行するもので

す。国内で同性婚が認められない中、2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区で日本初となるパートナーシップ制度が始まりました。その後、今年4月時点では270を超える自治体で制度化され、現在導入を検討している自治体も多くあります。同性カップルが公的に認められる社会的な意味は非常に重要です。病院での病状説明や手術の同意の場面、また公営住宅への入居申込みの場面などで二人の関係を説明する際に役立ちます。我が町はパートナーシップ制度に対してどのような認識であるのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉長（布施光規君）

それでは、質問事項の1番目、支え合い助け合う地域社会の構築、質問要旨の1番目、孤独・孤立対策の中で議員からご質問のあった、町内のひきこもりの人がいる家庭の調査や情報収集は出来ているのかについてお答えいたします。

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会参加を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状況を言います。

現在、町ではひきこもりの方がいる家庭の実態調査は実施しておりませんが、当事者や家族にとってデリケートな問題でもありますので、町では日頃の困り事の相談を通して、実態を把握するように努めております。

なお、相談窓口については、広報東庄において相談窓口の情報提供を行っております。

次に、質問要旨2、成年後見制度の利用状況についてお答えいたします。

町では、成年後見についての周知や理解を深めていただくため、司法書士や社会福祉士等、実際に成年後見人として活動している専門職の方に講師を依頼し、町民対象の成年後見制度の講演会等を開催しております。

また、地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、出前講座として地域に出向き、制度の説明をしております。

ご質問のあった、どのような流れでサポートしているのかについてでございますが、成年後見制度についての相談やお問合せがあった場合は、保健福祉総合センター窓口や高齢者宅の訪問で、制度の説明や申立ての相談、申立書類作成の支援等を

行っております。

また、利用状況、課題等についてでございますが、現在、成年後見制度を利用している方の把握は県が行っており、市町村には年に1度、情報提供があり把握しております。

令和4年10月1日現在ですけれども、裁判所の判断により成年後見人等が選ばれる法定後見制度利用者は30名おり、うち後見が28名、補助が2名でございます。あらかじめ自らが選んだ人に、本人の判断能力があるうちに、自己の生活、財産管理などを契約で定めておく任意後見制度利用者が1名となっております。

課題としましては、やはり制度についての周知や理解が不足していると考えます。必要な方が制度について相談することが出来るよう、相談窓口について周知していきたいと考えております。

次に、質問要旨3、高齢者の居場所づくりについてお答えいたします。

議員からご質問のあった高齢者が気軽に集える場所が必要と考えるについてでございますが、高齢者の居場所として、一つには地域の自主的な高齢者グループがありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで定期的集まり活動していた高齢者グループが解散や活動を中止している状況がございます。そのため外出する機会が減り、地域の方との交流の場がなくなり、身体機能、認知機能の低下が見られる高齢者が多くなっております。

町では、介護予防の啓発普及の一環として、令和2年度に介護予防や介護重度化防止に大変効果のあるこじゅりん体操を作り、現在、地域包括支援センターが中心となって地域に広めている活動を行っております。このこじゅりん体操を行うことをきっかけに地域の公民館や区民館等で高齢者が集い、一緒に楽しみながら体を動かし会話をすることが参加者同士のコミュニケーションとなり、孤立を防ぐこととなります。町では、このような活動をする自主的なグループの立ち上げや活動の支援についても行っております。

昨年度は笹川地区、窪野谷地区で1ヶ所ずつ活動し始めており、令和元年より活動していたグループを合わせて現在3つのグループが活動しております。まだまだグループの数は少ないため、今後は社会福祉協議会が行っているいきいきサロン等とも連携し、少しずつですが、高齢者が集える場所となる活動グループを増やしていきたいと考えております。

また、グループへの参加ではなく気軽に集える場所として、常設のサロンなど自由に使える交流の場が考えられますが、現在は町内にございません。これについては、企画部門や財政部門と協議が必要となるため、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

続いて、質問事項の2番目、介護保険事業、質問要旨の1番目、第9期介護保険事業計画策定にあたり現状と課題についてお答えいたします。

今年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度となり、今年度中に第9期介護保険事業計画を策定いたします。介護保険事業計画は、町が取り組むべき課題や介護保険サービスの見込み量を定めることを目的としており、アンケート調査結果を基に地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握をすることとなっております。

議員からご質問のあった第8期介護保険事業計画の現状と課題についてでございますが、現状としては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度、4年度は、高齢者が参加する各種事業の中止や規模縮小により目標値に届いていない施策もあります。しかしながら、感染症対策を実施しながら実施出来た事業もございます。今年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行もあり、コロナ前の日常の生活に近づいていきますので、感染症対策をしながらではございますが、予定していた事業を実施していきたいと考えております。

課題としては、高齢者人口の増加に伴い今後も要支援・要介護認定者数の増加傾向が続くことが想定されるため、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続出来るよう、地域包括ケアシステムの構築を更に推進させ、地域共生社会の実現を目指していきたいと考えております。

私からの答弁は、以上です。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは私からご質問事項の3、多様性の時代の考え方の質問要旨1、ジェンダー平等への教育現場での取組の中でご質問いただきました学校現場では教職員に向けた啓発活動は行われているのか、児童生徒に対して指導内容はどのようになっているのかについてお答えいたします。

教職員向けの啓発活動としては、小学校、中学校共に、年度当初に人権教育指導資料第43集を配付し、いつでも研修が出来るようにすると共に、人権教育の意識を高めています。

また、月1回実施するモラールアップ研修で、セクハラ・体罰防止や人権教育について研修しております。他に県教育委員会が主催する悉皆研修の人権教育研修に、校長、または教頭が参加し、教職員に伝達講習を行っています。

児童生徒への指導内容につきましては、小学校では、社会科の授業で女性の地位向上を目指す運動や基本的人権の尊重について学習しております。

また、男女混合名簿を採用したり、同じ形や色の体操服を着用するなどして、児童に男女による差がないことを意識づけしています。

中学校では、「誰に対しても思いやりの態度で接し、公平な物の見方をする心を育てる」や「学校行事などを通して、協力してより良い生活を築いていくための実践的な技能を身につけさせる」などを狙いとして、学習や行事を行っています。例えば、歴史や公民の授業では、戦後、男性重視の考えを改め、男女平等の教育になったことや、基本的人権の種類と内容の場面における平等権の学習では、被差別部落への差別の解消、ハンセン病への差別の解消、アイヌ民族への差別の解消、障害者への差別の解消などと同様に、男女における差別の解消を学習しております。

以上で答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、私からはパートナーシップ制度についてお答えいたします。

初めに、LGBTQ、性的少数者に寄り添うために町職員に対してどのような啓発をしているのかとのご質問について、お答えいたします。

議員がおっしゃるように、現代は多様性を認める社会でなければならず、男女、性的少数者を含めた性別による差別をなくし、誰もが対等に、権利、機会、責任を分かち合える社会の構築が必要であると考えます。

町では、令和3年3月に第2次東庄男女共同参画計画を策定いたしました。計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間でございます。

計画に、LGBTQに言及した記載はございませんが、誰もが尊重し合える社会

の実現を目指し取り組んでいるところでございます。

現時点では、職員に対して性的少数者等に特化した啓発はしていませんが、職員向けのハラスメント研修等の内容に性的少数者に関することが若干盛り込まれております。

今後は、更なる理解のため啓発を進めていきたいと考えております。

続きまして、パートナーシップ制度導入に対する町の方針に関してお答えいたします。

パートナーシップ制度につきましては、県内では東葛・葛南地域の7市での導入事例がございますが、近隣市町での導入事例はまだございません。

また、北総地域の男女共同参画推進員会議が年10回ほど開催されておりますが、LGBTQに関する内容が議題になったことは、今のところございません。

今後、推進員会議の場を活用いたしまして、情報を収集してまいりたいと考えております。近隣自治体の動向を確認し、制度導入に対し検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

それでは、一問一答でやらせていただきます。

国からはこれまでひきこもりの実態調査をするようにという通達は来ていなかったのでしょうか。

内閣府が今年3月に公表した調査結果では、15歳から64歳でひきこもり状態にある人が全国で146万人にのぼると推計しました。調査では、仕事や学校に行かず自分の部屋、また家からほとんど出ない状態が半年以上続く人に加え、近所のコンビニや趣味の用事の時だけ外出する人も含め、広義のひきこもりと定義して、この年代で約2%にあたる人数との結果でした。我が町のこの年代の数を計算すると130人余りとなります。看過出来ないと考えますが、見解を伺います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

国からひきこもりの実態調査をするようにとの通知でございますが、町にはひきこもり支援に関する状況調べ等についてとして国より毎年、実態調査をしているかどうかの調査が来ております。実施状況の調査であるため、検討中であるため未実施と回答しております。

また、国より、令和2年10月に通知があったひきこもり支援施策の推進についての中で、ひきこもり支援体制の構築にかかる取組事項として、ひきこもり相談窓口の明確化・周知、支援対象者の実態やニーズの把握、市町村プラットフォームの設置・運営に取り組めるものから速やかに取り組むこととされております。

そのような中で、町では、令和3年度に相談窓口は健康福祉課であることを明確にし、また、地域若者サポートステーションやハローワークなどと地域におけるひきこもり支援のネットワークである市町村プラットフォームを設置しました。

今後は、まだ実施していない支援対象者の概数やニーズ等のひきこもり支援を行う上での支援体制及び支援の内容を検討する際の基礎となる実態を把握することを進めてまいります。

なお、令和5年度より地域活動支援センターI型事業として、地域生活支援センターサザンカの里に委託している東庄町サロンを旧橘小学校内にある憩いの里で6月より毎月第3木曜日の午後1時30分から実施します。障害やひきこもりなどの相談と、障害をお持ちの方が気軽に立ち寄ることが出来るカフェスペースやフリースペースの提供、各種活動プログラムを通じて、日々の生活を自分らしく安心して過ごせるようサポートしていきます。

私からの答弁は、以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。実態を把握していくということで承知いたしました。孤独、孤立する人を救っていける取組をお願いしたいと思います。

成年後見制度の利用状況については承知いたしました。必要な方が相談出来るよう周知していただくようお願いいたします。

高齢者の居場所づくりですが、コロナ禍で外出や人との交流が制限されてしまい、この3年余りの時間を挽回することは容易ではないかと考えます。町としては自主

的なグループの立ち上げや活動の支援を行ってくださっているとのことですが、私は、一つは地域の集会所等を活用して、歩いて集える場所を作ることが大事だと考えます。

そしてもう一つ、これまでも何度か提案してまいりましたが、シルバー人材センターを事務局と作業スペースを同じ場所にして、仕事があってもなくても、いつでも誰でも行ける場所にし、そこでお茶を飲みながら雑談が出来ること、フレイル予防には大変に有効だと考えます。スペースがあれば子供や子育て世代が気軽に寄れる場所として遊具を設置するなどしていただけたらと考えます。

現在、オーシャンプラザにある事務局を移動し、作業場としている橘幼稚園跡や橘小学校跡地を含め、同じ場所にするのを強く要望させていただきたいと思いますが、見解を伺います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

議員がおっしゃられるように、高齢者がいつでも誰でも行ける場所は、孤独・孤立対策として有効なことであると認識しております。

また、オーシャンプラザにあるシルバー人材センター事務局が、作業場のある旧橘幼稚園に移動することや、旧橘小学校跡地に移動することは一つの提案であると受け止めさせていただきますが、旧橘小学校跡地利活用につきましては、過去に幾度か議会答弁をしております。直近では令和4年12月議会において企画財政担当課長が、住民にとって、地域振興に寄与する施設とは何かをこれからも町単独ではなく、企業の力を借りた形を検討しておりますと答弁させていただいております。

今後も、地域振興に寄与する施設、あるいは地域貢献いただける事業者を誘致する方針に変更はございませんので、シルバー人材センターの移動を含め、議員がおっしゃるような事業を展開する事業者が現れた場合は、方針に沿った事業者であるかを見極め検討させていただきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

それでは、提案、要望としてご承知おきください。

次に、介護保険事業についてですが、3年ごとの事業計画の策定にあたり、見直し、改善が図られることと思います。そこで1点お聞きしたいことがあります。

香取市では、紙おむつが介護保険を利用して1割負担で購入出来ると聞いております。我が町では、寝たきり老人等紙おむつ支給事業がありますが、寝たきりでなくても紙おむつを使用している方はいます。紙おむつは少し高額であります。しかし、生活の質の向上、また介護の負担を軽減するにも必要かと考えます。東庄町にはない制度ですが、内容と見解を伺います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

香取市では、在宅において紙おむつを必要とする要支援及び要介護認定者を対象に、紙おむつ等の購入に要する費用の一部を介護保険特別会計から支出しております。

対象者は、介護支援専門員が在宅において紙おむつの必要を認めた者でございます。紙おむつの購入の際は、介護保険負担割合に応じ、1割、2割または3割を負担するものでございます。

紙おむつ購入枚数は、1日につき紙おむつ1枚及び尿取りパッド3枚を限度とし、香取市社会福祉協議会から購入した場合に限り負担が1割などとなっております。

紙おむつ支給事業である特別給付の財源は、市町村が独自に行う介護給付事業ですので、1号被保険者の介護保険料で賄われます。

また、障害者への支給は香取市障害者紙おむつ等給付要綱により、身体障害者手帳等の交付を受けた者で、月当たり紙おむつ30枚及び尿取りパッド90枚を限度とし、費用の1割を自己負担するものとなります。

次に、東庄町の在宅ねたきり老人等介護紙おむつ支給事業は、在宅において寝たきり、またはそれに準ずる状態により常時介護を必要とし、現におむつを使用している者の介護者に対し、紙おむつを支給するものでございます。

対象者は、満65歳以上の者で、居宅にて1ヶ月以上の間寝たきりの状態にある者などで、要介護3、4、または5と認定されたものと身体障害者手帳1級、2級、または3級の交付を受けた者でございます。

事業は、町社会福祉協議会に委託しており、支給する紙おむつは1ヶ月30枚で尿取りパットは区分に応じ1ヶ月30枚、または15枚でございます。

利用者の負担はなく無料で支給されるもので、現在の利用者は76人でございます。

議員がおっしゃられるように、寝たきりでなくても紙おむつを使用している方はおられますので、町の紙おむつ支給事業に該当しない紙おむつを使用している方への適用範囲を拡大することについては、必要性やどの事業で適用するか、また財源の確保などを今後検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

今年度が第9期の事業計画を策定する時期でしたので、今のように提案させていただきました。どちらがいいのか、この場では判断しかねます。アンケートも含め、これから介護保険料の算定も含め、精査して検討していただくことを望みます。

次に、ジェンダー平等への教育現場での取組は承知いたしました。今の子供達は、インターネットの発達により私達大人より情報量ははるかに上回っていると思います。様々な啓発活動と共に性的少数者に寄り添うまちづくりが必要と考えます。自分の心と体が一致せず悩んでいる生徒もいると思われれます。

そこで、現在の中学校の制服ですが、男子は詰襟、女子はスカートです。スカートははきたくない、詰襟は嫌だと思っている生徒もいるのではないのでしょうか。私は大胆な提案をさせていただきたいと思います。中学校の制服をブレザー制服に変更して、スカートかスラックス、どちらでも選べるようにするというのはいかがでしょうか。

50年前に作られて、これまで変更することはありませんでしたし、ちょうど良いタイミングかと思います。全国的にもブレザー制服を自分で選べるところが増えている現状です。見解を伺います。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

制服にはそれぞれの学校の伝統や、在校生、卒業生、地域社会等の愛着が染み込んでいます。その学校の制服を着ることが一種の憧れであったり、ステータスであったりすることさえもあります。

現在の制服は、金銭的に負担をかけないこと、体の成長を考慮すること、自転車通学に耐えられることの条件の基に、選定され着用されております。

現在、東庄中学校では、女子生徒よりスラックス着用の要望が出ており、その対応を進めているところです。東庄中学校では今のところ新しい制服を製作することは考えておらず、現制服の生地に合わせてスラックスの製作を洋品店にお願いしているところです。サンプルが完成するのが7月頃とのことで、完成品を見て今後の導入を検討いたします。

以上で答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。制服に対して要望が出ているとのことですがけれども、現在の女子の制服にスラックスを追加するだけでは、私が先程申し上げました心の問題の解決には至らないと考えます。制服を変えるというのは大変難しい作業になることは理解いたします。これまでも過去に制服の変更をPTAの間で求めるような要望も出た時期もありました。ですので、今回は見た目とかというものだけではなく、心と体と、いろいろなものを加味して変えてほしいということなので、出来れば早い時期に学校や生徒、保護者、関係者等で検討する機会、要望を聞く機会を作っていただければと思います。

次に、パートナーシップ制度についてですがけれども、近隣自治体でも検討に入っているところがあるというように聞いております。足並みを揃えるだけではなく、必要と思われる制度は早期に導入すべきと考えますので、具体的な検討に入っただくことを提案いたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時分といたします。

(午前11時42分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

8番、板寺です。よろしく申し上げます。

質問事項、SDGs東庄町の取組。SDGsという言葉ですが、大分耳になじんできました。今、企業ではSDGsの理念を取り組んだ商品開発、事業経営や社会貢献について発信していくことが一流企業としてのステータス、そして責任となってきました。さて、それでは自治体としてSDGsについてどのように取り組めばいいのでしょうか。

質問要旨1、第6次東庄町総合計画とSDGsの取組。

昨年3月に第6次東庄町総合計画後期基本計画が策定され、この中に資料としてSDGsと総合計画についての記載があります。まず、その部分を朗読させていただきます。

SDGsとは2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な開発目標、サステイナブルディベロップメントゴールのことで、2030年を期限とする先進国を含む国際社会の共通目標です。2015年までを期限とした発展途上国向けのMDGs、ミレニアム開発目標の後続として採択されたSDGsは、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール、細分化された169のターゲット、進捗状況を図るため約230の指標で構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを理念とした経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

先に申し上げるのを忘れてはいたけれども、議長にお許しをいただいて、資料を配付させていただいておりますので、参考に見ながらお聞きいただければと思います。

我が国においては、2016年5月に政府内にSDGs推進本部を設置、同年12月にはSDGsの実施指針が決定されており、各自治体に対し各種計画や戦略、

方針などの策定の際にSDGsの要素を最大限反映するよう求めています。

また、2017年12月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版においても地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとしてSDGsを行政、民間業者、住民などの異なるステークホルダー間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

ここまでなんですけれども、この文書を何度か読み返しましたが、自治体として具体的にどうすべきかということがあまりよく分かりませんでした。

そこでお伺いしますが、第6次東庄町総合計画後期基本計画とSDGsの関係、取組について改めて町の考えを伺います。

次の質問からは自席で行います。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問要旨1、第6次総合計画とSDGsの取組についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、令和4年3月に策定いたしました第6次総合計画後期基本計画の分類別施策にSDGsの17目標を当てはめ記載いたしました。

そもそも行政の仕事は持続可能なまちづくりと考えております。掲載しましたSDGsの17目標と自治体行政の関係のとおり、自治体行政の果たし得る役割は大きく、全ての事業が包括的な17の目標に結びつけられます。

SDGsと町の総合計画は、国際社会全体の開発目標とスケールは異なるものの、目指すべき方向性は同じでありますから、本計画を促進することはSDGsの目標達成に貢献出来ると考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

当初、自分の捉え方は、SDGsについて自治体でどのような事業や活動をすべきだろうかというふうな考え方をしておりました。しかし、そのような考え方だけ

ではなく、東庄町総合計画の設定目標に向かって施策をしっかりと進めていくと、その結果として自治体がSDGsに貢献出来るということなんだと。言い方を変えれば、自治体がSDGsに貢献するためには、総合計画をしっかりと進めていけばいいんだということになります。ようやくここですっきりした気分になりました。

そこで伺いますが、東庄町総合計画には様々な施策が掲載されています。後期基本計画は令和8年までの期限です。策定からまだ1年ですが、これらの施策の中で新たな課題や順調に進んでいる事例があれば伺います。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

コロナ禍において、目まぐるしい経済状況下で、低所得世帯の支援金は「目標1、貧困をなくそう」のそのものであり、相次ぐ光熱費の値上げを受け、半年間の水道の基本料金補助は、「目標6、安全な水とトイレを世界に」にも該当すると思います。

また、移住定住政策での補助事業は、「目標11、住み続けられる街づくりを」に該当すると思っております。

町の基幹産業である農業は、「目標2、飢餓をゼロに」と切り離せないものだと考えております。

今年度より実施しております50歳以上への帯状疱疹ワクチンの助成は、「目標3、すべての人に健康と福祉を」に該当し、電気自動車の購入は、「目標7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に該当いたします。

簡単ではありますが、策定からの1年で順調に進んでいる事例として申し上げます。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

はい、分かりました。

次に、後期基本計画の中での重点政策は、公共交通ネットワークの構築です。これはSDGsでいえば、「目標11、住み続けられるまちづくり」と「目標9、産

業と技術革新の基盤をつくろう」の強靱なインフラ構築にあたると思います。利便性の高い公共交通網の再構築ということで、昨年よりデマンド交通の実証実験が始まりました。まだ間もないところですが、これまでに町の公共交通について町民の皆さんからどのような声がありましたか。変更したところや検討している点はあるかお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

議員がおっしゃるように、公共交通ネットワークの構築は、「目標 9、産業と技術革新の基盤をつくろう」と「目標 11、住み続けられるまちづくりを」に該当すると思います。

2月末にデマンドタクシーについて利用登録者にアンケートを実施いたしました。また、3月上旬の1週間に、おでかけ号に乘車して利用者アンケートを実施いたしました。

アンケート結果では、運行エリアの妥当性や拡大を求める声が多く、また、心配した予約方法については利用者からの不満はなかったのですが、予約時間については短縮などの意見があり改善いたします。

また、特に運行日については、どちらも毎日いつでも利用出来るようにとの意見があります。しかし、満足度を上げるのがSDGsではありません。

SDGsの目標達成としては、限りあるエネルギー資源のために公共交通の利用や乗り合いによる移動が必要であります。

アンケートの結果については、まだまだ精査しなければならないところもあり、今後大いに検討してまいります。

なお、利用者数から申し上げますと、デマンドタクシーは11月の運行開始より3月までは順調に伸び、3月は101人、4月は86人と若干減りましたが、登録者数は3月末403人です。運行に要した経費は月平均34万1,000円です。

おでかけ号は、3月の利用者が936人で4月は1,072人です。一月当たりの運行に要する経費のうち運転手の委託料とガソリン代のみで月平均117万円です。今後、経費やエネルギーの視点からも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

デマンド交通導入の大きな目的は、交通手段を持たない方のドアツードア、移動の利便性です。その中で一つ気になっているところがあります。利用者の方の中には、食料品の買い出しなども当然あるかと思えます。まとめ買いなどをする場合は、非常に重い荷物となります。また、高齢者の方も多いと思えます。この方が玄関までちょっと運んでほしいとか、荷物を積んでほしい、そのようなちょっと細かな要望があるかと思えます。そのような要望がある時は、現状ではどのように対応されているのでしょうか。お伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

デマンドタクシーの業務委託内容には生活支援はありませんが、要望があった時には、買物の商品購入後や、ご自宅に着いた際に運転手さんのご厚意としてお手伝いをしております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

運行委託業者さんとの契約の中で、そういう荷物を運んだりとかなんとかということをやらないということはよく理解出来る場所です。ただ、体力的に重い荷物を持たない方にとっては、玄関まで運んでくれると本当に助かるとか、喜んでくれるのではないのでしょうか。買物弱者に対応するためのデマンド交通の意味からすれば、出来ればそこまでのサポートをしていただきたいと思います。今は運行業者さんの優しさ、思いやりの中でそのようなサービスをしていただいているということで、非常にありがたいと思えますが、今後も利用者の方が気軽にお願い出来ますかというようなことが言えるような環境づくりというのをちょっと考えただければなと思えますので、よろしくお伺いします。

この他にもデマンド交通の実証実験を重ねていくと、いろいろなデータが出てくると思います。課題があれば公共交通会議でしっかり検討していただき、町民の足として本当に利用しやすいデマンド交通、公共交通ネットワークを構築していただきたいと思います。

次に、質問要旨 2、学校教育における SDG s 学ぶ機会や活動状況。

昨年 11 月に中学生議会がこの議場で開催され、その様子を議員控室で拝見しました。議会を終えての教育長の感想にありましたが、様々な視点を持ち、一般質問をしている中学生の姿に力強さを感じましたと。全く自分も同じ感想でありました。そして、とても明るい気持ちになりました。

さて、それではこの中学生の皆さんは、SDG s についてどのように考えているのでしょうか。SDG s は 2030 年を期限とする長期的な国際社会全体の共通目標です。今後、SDG s を推進していく上では、若い人の認識や取組が将来の東庄町にとっても大変大きな力になっていくと思います。

そこで伺いますが、これまで小学校、中学校では、SDG s についてどのような取組をしてきたのでしょうか。そして学んだことによって、生徒の行動や考え方に何か変化があったのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、ただいまご質問いただきました小中学校での取組についてお答えいたします。

まず、小学校では、学習指導要領により 4 年生の社会科の授業でごみを減らすための取組などについて紹介し、3R について勉強しています。また、香取広域市町村圏事務組合の伊地山クリーンセンターへ施設見学に行き、ごみ焼却場の職員から、ごみを分別して排出することの重要性について説明を受けてきました。

また、雑紙とプラマークを分別するお試し袋を持ち帰り、家庭でもごみの分別に取り組んだものと思います。

次に、中学校では、家庭科の授業で衣生活のリサイクルについて考えるをテーマに設定し、SDG s の目標 12、つくる責任・つかう責任に注目させることで、環境に配慮した衣生活や衣服のリサイクルについて目を向け、家庭生活に生かす力を

育てる取組を行っています。

授業後のアンケートによると、リユース、リサイクルを実践した生徒が多数いました。その主な内容は、着られなくなった服を兄弟にあげた、捨てようと思った衣服でバックを作ったなどの回答がありました。

授業を通しての成果としては、SDGsについて考える機会を持ったことで、生活に生かそうとする考え方が増え、それを実践する生徒が多数いました。

また、社会科の授業では、カードゲームを使って持続不可能から持続可能な社会を目指す体験をしております。これは、なぜSDGsが私達の世界に必要で、それがあることによってどのような変化や可能性があるのかを体験的に理解することを目的にしております。

この授業を受けた生徒からは、みんなで協力することの大切さを実感した、自分の国だけでなく世界全体の幸せを考える大切さを学んだなどの感想が寄せられました。

以上のことから、授業を通して子供達はSDGsへの意識向上が図られていると推測いたします。

以上で答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

ありがとうございました。今後も中学生の柔軟な思考力でSDGsについて取り組んでいただければと期待しております。

そして今年も中学生議会の開催を予定しているようですので、これもとても楽しみにしております。

続いて、教育長に質問いたします。

昨年12月定例会一般質問で、石出堰親水公園の活用、自然体験活動や憩いの親水公園づくりを質問、提案させていただきましたが、これはSDGs目標15、陸の豊かさを守ろうと目標4、質の高い教育をみんなにに通じる取組だと思えます。今後の予定や方向性、検討していることがあればお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

ただいまご質問がありました石出堰親水公園での自然体験活動等、その活用についての今後の予定、方向性についてお答えします。

議員がおっしゃるように、この公園の活用は、SDGs 目標 4 や目標 15 に通ずる重要な取組と認識しております。

樹林に囲まれた谷津と湧水に特徴づけられる石出堰親水公園が持つ自然環境のポテンシャルを生かし、多様な動植物の生息・生育が出来、かつ親しむことが出来る空間に改善していくことを目標に、東庄中学校、教育課、まちづくり課、河川財団等が連携・協働し、自然体験学習、それから地域の方々の取組の在り方などについてただいま検討を重ねているところでございます。

まず、体験学習の在り方について東庄中学校と協議をし、総合的な学習の時間や長期休業中を活用し、石出堰親水公園の生き物観察会を計画しております。

第 1 ステップである今年度は、石出堰親水公園の生き物の観察会を専門家と一緒に、公園内に生息している生物の現状について把握をしていきたいと思っております。

なお、この活動には、中学生に加えて、一般の方々にも参加をお願いしたいと考えているところでございます。財源については、現在、中学校から河川財団に助成金を申請しているところでございます。

次年度以降の予定としては、ステップ 2 として、専門家の助言をいただきながら生物の住みかとしての問題点と解決方法を考えていきます。

また、ステップ 3 として、多様な生き物の住みかの改善、ステップ 4 として、公園の活用、ふれあいの推進などについて考えていきます。

これらの活動は、学校の取組だけでは成り立たず、限界がございます。地域の方々が積極的に関わりを持っていただけるよう、（仮称）石出堰親水公園の湧水と生き物を守る会など、川づくりに関係する協議会をつくり、生涯学習の一環として自立出来る団体の育成にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

8 番、板寺正範君。

8 番（板寺正範君）

今の河川財団と連携協働を進めていくというお話がありましたが、河川財団とは

どのような組織団体でしょうか。あまり存じ上げませんので、少し説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（宮澤 健君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

ただいまご質問がございました河川財団について説明をさせていただきます。

河川財団とは、東京に本部を持ち、防災、地域振興、それから自然環境の保全等の取組を行っている研究機関でございます。河川基金を通じて、研究者、市民団体、教育機関などへの助成金も行っております。

東庄中学校では、利根川下流域の自然観察をテーマに体験学習を現在進めているところでございまして、5年前からこの河川財団との協働で、コジュリン、オオセッカなどの絶滅危惧種の観察会、ワンドの生き物観察会など、様々な観察会を実施してきました。また、シンポジウムやヨシ焼きの実践を行ったりもしてきました。

今後もこの取組を河川財団との協力で行う予定でおります。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

ありがとうございます。防災、地域振興、自然環境の保全などを行っている研究機関ということで、その専門家による調査、アドバイスが受けられるということは、東庄町にとっても非常に有意義なことだと思います。いろいろ計画を進めていただいているということで、非常にわくわくしております。

石出堰親水公園に東庄町の自然環境、植物、生物、前の話で言えばホテルなどもそうですが、再生していき、学びの場所であったり、安らぎの場所として多くの町民の皆さんが利用出来る場所にしていきたいと思います。

続いて、質問要旨3、今後、東庄町SDGsをどのように周知、推進していくか。

企業のSDGsの取組ですぐ思い浮かぶのは、目標13、気候変動に具体的な政策をです。温暖化による異常気象や地球環境を守るための脱炭素化、二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることやカーボンニュートラル、温室効果ガスの排出量が森林や植物の吸収量を超えないようにすることで、実質温室効果ガスの排出がゼロにな

るということを目的とした取組、そして、個人としては、最も身近な取組としては、先程話があった3Rの推進です。3Rとは、中学生の取組でもありましたが、リデュース、リユース、リサイクルの3つのRの相称です。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。過剰包装しない、必要ないものはもらわない、買物にはマイバッグを持参する、食品ロスを減らすなどです。リユースとは、使えるものは繰り返し使うことです。詰替え用の製品を選ぶ、要らなくなったものを譲り合うなどです。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用することです。ごみを正しく分別する、ごみを再生して作られた製品を利用するなどです。

以上のようなSDGsの取組は、企業コマースなどで頻繁に皆さんに周知されているところです。それでは、自治体としてどのように周知、推進していけばいいのか。

先程からの話の流れで言えば、東庄町総合計画の施策一つ一つがSDGsに貢献していくということですので、ステークホルダー、ステークホルダーとは、利害関係者という意味だそうですが、行政関係団体、民間業者、住民の皆さんに一つ一つの施策がSDGsにつながっていくんですよということを広く発信して、理解していただくことも自治体の仕事になってくるのではないのでしょうか。手軽な方法としては、広報東庄に掲載するイベント案内や役場からのお知らせなど、印刷物にSDGsの17目標ある関連のアイコンを入れたり、その事業を行っている事務所や部屋に大きめのアイコンシールなどを貼ってもらうというのはどうでしょうか。集会所やごみの集積所に貼ってもらうのもいいかなと思います。

ふだんの生活の中で、目で見えて分かるように視覚的にSDGsに注目してもらうということです。あのマークは何だろう、この番号は何だろうと話題になれば、SDGsについての関心と理解が深まるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

それでは最後の質問ですが、今後町としてSDGsの周知、推進について、どのように進めていくか伺います。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

質問要旨3、今後、東庄町SDGsをどのように周知し、推進していくかについ

てお答えいたします。

先に申し上げましたように、行政の仕事は持続可能な開発目標SDGsの17の目標に全て結びつけられ、持続可能なまちづくりが根底であります。議員からご提案いただきました広報東庄での事業案内や役場からのお知らせなどの印刷物にSDGsのアイコンを入れるなどすることによって、住民意識や理解を深めたいと思います。

また、6月は環境月間であることから、広報東庄では昨年6月号のSDGsの特集に引き続き、今年も6月号で掲載しております。今後ともSDGsの目標達成に向けては、日常生活の中でも意識することが大切であり、より具体的な取組を周知、推進して目標達成に貢献してまいりたいと思います。

以上です。

議長（宮澤 健君）

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

答弁いただきました皆さん、ありがとうございます。SDGsはスケールの大きな国際社会全体の共通目標ですが、一人一人小さな取組を継続していくことによって貢献出来ることもあります。接続可能な東庄町のためにSDGsを推進していきましょう。

以上で質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

次に、7番、佐久間義房君。

7番（佐久間義房君）

7番、佐久間です。ちょうど眠くなる時間でしょうが、我慢してください。

一問一答、一括答弁方式で行います。

質問事項1、介護医療院への転換について。

質問要旨1、（1）療養病棟と介護医療院の違いについて、（2）転換の進捗状況について、（3）入所するための条件及び自己負担額について。

質問事項2、防犯灯の対策について。

質問要旨1、防犯灯の電気代の無償化について。

現在の日本は、少子高齢化、人口減少社会に突入しています。東庄町においては、全国平均よりも更に少子高齢化、人口減少が進展しているものと承知しております。様々な資料によれば、2025年には団塊の世代が75歳を、また2040年にはその子供達に当たる団塊世代ジュニアが65歳を迎え、超高齢化社会が到来し、医療、介護の需要が益々増大するものと予想されます。このような中、東庄病院の療養病棟は令和6年度から介護医療院へ転換すると聞いておりますが、現在の療養病棟と介護医療院は何が違うのかお伺いします。

また、転換の進捗状況と今後のスケジュールをお伺いします。

加えて、転換により現在入院している患者が引き続き入所出来るのかを、更には新規に入所するための条件と自己負担額がどの程度の金額になるのかを伺います。

続きまして、防犯灯について。

防犯灯の設置については、町内にある街灯のうち防犯灯として町として管理しているのは幾つぐらいあるのかを教えてください。

また、数ある街灯のうち町防犯灯として扱うための設置根拠はどのように判断しているのか。町内には街灯や防犯灯が数多く設置されておりますが、大半は各区や区内の組や班といった単位で管理しているのが現状だと思いますが、今は区に入っていない住民が数多く見受けられます。そのような場所の防犯灯も電気料金や管理は区等で負担しているのが現状です。区内住民は区費を集め、地域コミュニティ活動を行っており、地区集会施設や細かい路地の街灯や設置そのものの一つです。ただ、区民以外のものが区等に入るメリットがほとんどないため、区を脱退する人も多く、区民の負担が大きくなっているのが現状ではないでしょうか。町として、その負担分について補助することは出来ないのでしょうか。管理するには新設LEDに変更、球切れ等、一部補助金が交付されておりますが、電気料は各区の負担となっております。自治体によっては無償化されているところもあると思います。今後の東庄町では町の街灯の電気代を負担する計画があるものなのかをお伺いします。

2回目以降は自席にて行います。

病院事務長（渡辺佳則君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

それでは、質問事項1、介護医療院への転換について、お答えいたします。

質問要旨 1、療養病床と介護医療院の違いについてのご質問ですが、現在の東庄病院は、一般病床が 32 床、医療療養病床が 5 床、介護療養病床が 43 床の合計 80 床であります。このうちの医療療養病床と介護療養病床を 46 床の介護医療院へ転換を行うものです。

療養病床と介護医療院の違いにつきましては、介護医療院はそもそも国の制度改正により、療養病床の受皿として設定されたものであり、対象となる患者様につきましては大きな違いはございません。しかし、医療法上の病床ではなく施設としての区分となること、また長期の療養を前提とし、住まいの機能を持ち、そこでの生活を医療が支える仕組みとなっており、ついこの住みかとして利用出来る点に大きな違いがあります。

次に、質問要旨 2、転換の進捗状況についてのご質問ですが、令和 4 年度においては院内での検討会議に加え千葉県との事前協議を行ってまいりました。また、今後のスケジュールにつきましては、現在、千葉県へ補助金等の申請を行っている段階で、今後は間仕切り家具の購入設置に加え、条例や規則等の改正等を行ってまいります。

次に、質問要旨 3、入所するための条件及び自己負担額について。内容としましては、転換により現在入所している患者様が引き続き入所出来るのか、更には新規に入所するための条件と自己負担額がどの程度の金額になるのかとの質問ですが、現在入所中の患者様につきましては引き続き入所可能です。また、新規入所の条件ですが、要介護認定を受けた上で一定の医療が必要となる方となります。入所者の自己負担額につきましては、療養病床と同じく原則 1 割から 3 割負担となり、介護医療院に転換後もほぼ同水準の自己負担額となる予定です。詳細につきましては、現在院内で検討を行っているところであります。決定次第、町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、私の方からは防犯灯の対策について、お答えいたします。

現在、町内には、町で管理している防犯灯と各区で管理している防犯灯の 2 種類

の防犯灯がございます。

町で管理している防犯灯は4月末現在で724灯でございます。町管理の防犯灯は、統合前小学校を含めました各小中学校の通学路に設置しており、教育委員会で管理しております。

各区管理の防犯灯は、各区内の生活道路に設置しておりまして、町から設置、器具交換に対する補助金と維持管理の助成金を交付しております。電気料金については各区の負担であったり、各組、各班の負担であったりと区によって対応は様々でございます。

防犯灯の電気料金については、昨今の電気料金の高騰、区民の脱退等による区費の減少により、厳しい状況だということは存じ上げております。

町では、1灯当たりの電気代の節減を図るため、防犯灯のLED化を推奨しており、LED防犯灯の設置、交換等の助成金に関しましては、補助金の額を増額しております。

また、現在、各区長様に対して、各区管理の防犯灯に関するアンケート調査を実施しております。この調査は、町全体の各区管理防犯灯の総数、それとLED防犯灯の灯数を把握するための調査でございます。その結果を今後の町の防犯灯施策に役立て、各区の負担を少しでも軽減出来るよう活用していく所存でございます。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

7番、佐久間義房君。

7番（佐久間義房君）

東庄病院は町に唯一の病院で、町一番の重要なインフラであると考えます。今後も持続的に町民に医療を提供し、町民の健康と安心を担保していただけるよう希望します。

続きまして、防犯灯につきまして、LEDと普通の電球の電気代の料金の差はどのくらいなのでしょう。

それと太陽光、ソーラー発電式の器具を取り付ける方法もあると思うんですけども、その辺のところの見解をお伺いいたします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、お答えいたします。

初めに、通常の防犯灯とLED防犯灯の料金の違いでございますが、通常、蛍光灯の防犯灯につきましては、40ワットの契約となり、1灯当たり月額で300円程度の金額になります。これをLED化することで、10ワットの契約になりまして、約150円、半額程度の金額となります。

続きまして、ソーラー式の防犯灯についてということでございますが、佐久間議員がおっしゃるとおり、ソーラー式の防犯灯については有効であると考えます。しかしながら、生活道路に設置する防犯灯としての性能、耐久性を備えたものは設置費用がかなり高額になってしまうという難点がございます。

県外の自治体で、ソーラー式の防犯灯の設置についても補助をしているところもございますが、補助金を活用しても自治会の負担が高額になってしまうことも懸念されます。

こちらのソーラー式につきましては、他の自治体の導入実績等も調査いたしまして、各区の負担を少しでも軽減出来るよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

7番、佐久間義房君。

7番（佐久間義房君）

終わりに要望ですが、今後は各区の負担を軽減することが出来ればお願いしたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は14時ちょうどとします。

（午後 1時45分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

2番、岩井弘晃です。よろしくお願ひいたします。

本日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。今回は、私自身の経験も踏まえて、子供の発達障害とそのサポート体制についてお尋ねいたします。

以前、小中学校へ授業に行く機会をいただきまして、一部ではありますが、教育現場の実情を垣間見ました。その中で、集団生活に対応し切れない子供達、それから同時に、先生方のご苦勞や工夫も見る事が出来ました。1クラスの授業で二人から三人の補助の先生がついていることもありました。昨今、発達障害の判断基準、診断基準の変化や認知度の高まり、また、目まぐるしい社会の変化などにより、発達障害、それからグレーゾーンの子供達が増えているといひます。当事者とその家族に対して理解を示し、サポートすることは、全ての子供達の学習環境をよくすることにもつながると思ひます。

そもそも発達障害は、しつけ不足や心の病氣ではなく、脳の機能に偏りがあることで生じるとされており、診断された本人も長期的に見ると苦しんでしまうことも多いようです。一概に発達障害といひても、自閉スペクトラム症、ADHD、これは日本語で言えは多動症注意欠如といったふうには訳されます、それからLD、これは限局性学習症と訳されますが、とにかく様々なものがあります。

これらは単体で症状が出る場合だけではなく、重なり合うことも多いようです。医師の診断も容易ではないというのが現状です。文部科学省のデータによると、通級に通っている児童の内訳は、およそ10年足らずの間でADHDは6倍、LDは5倍、自閉スペクトラム症は3倍という人数になっているそうです。ちなみに通級とは、軽度の障害を持つ児童や生徒が通常の学級に在籍しながら、状態に応じて特別な指導を受ける教育体系のことです。そして皆さんご承知のように、現在の日本では出生率は下がり続けています。であるにもかかわらず、発達障害と診断される子供達は年々増えているという現状です。つまり割合はどんどん増えているということになります。

それから、発達障害の原因については、現代の医学ではまだはっきりと分かっていないそうです。ただ、多様な脳の機能を制御するネットワークに何らかの機能障害があるのではないかという推測が立てられています。脳の機能に関することだけ

に、薬を投与すれば治るというものではなく、基本的には治らないものとして捉えることが前提になっているようです。

診断された本人、そしてその家族も長期的に向き合っていく必要があるということになります。障害という言葉が誤解を生んでいる部分もあるようで、とても強い個性と捉えると分かりやすいかもしれません。

いずれにせよ、正しい理解とサポートなくして今を生きる子供達の幸せを実現することは不可能です。まずは我が町の現状とこれからについてお伺いいたします。

なお、質問は一問一答形式で行わせていただきます。

まず、質問事項1、発達障害の子供達の現状とサポートについてお尋ねいたします。

まずは要旨1ですが、発達障害、グレーゾーンの子供達の数を把握出来ているかお伺いいたします。

昨今、発達障害、または発達障害とはっきり診断し切れない、いわゆるグレーゾーンの子供達が顕在的に増えているようです。町ではその数を把握し、学校と共有出来ているのでしょうか。その数を知ることは、町で実現可能な支援はどういったものかという検討に生かすことが出来ると考えます。

これ以降は自席にて失礼させていただきます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項1番目、発達障害の子供達の現状とサポートについて、質問要旨の1番目、発達障害、グレーゾーンの子供達の数を把握しているかについて、お答えいたします。

発達障害については、統計がないため町内で対象者数を把握出来ておりませんが、香取圏域の1市3町で療育支援コーディネーター1名を委託により配置しています。発達障害などで気にかけている児童については、療育支援コーディネーターが不定期にこども園や学校を訪問し状況を確認しておりますので、学校との共有は出来ていると考えております。

また、保育園につきましてはコロナ禍で訪問が出来なかったため、電話で年に数回、気になる園児の確認をしております。

なお、療育支援コーディネーターが発達障害として関わっている人数は令和4年度実績で18名、内訳としましては保育園11名、こども園1名、小学校5名、高校1名となります。

議員のおっしゃるとおり、数を把握することは町で実現可能な支援の検討に生かすことが出来ると考えますので、学校や療育支援コーディネーターと連携を図り、実態把握に努め、町で実現可能な支援策を検討してまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。出来れば数の把握もお願い出来ればと思います。

それから、療育支援コーディネーターの方が不定期に訪問してくださっていることですが、そのコーディネーターの方が対象としているのは、発達障害と診断されたお子さんに限られるのでしょうか。それとも保育園や学校の先生が、この子はグレーゾーンかもしれないと考えるお子さんも含まれるのでしょうか。

また、香取圏域で1名ということですが、発達障害と一言で言っても、実態は様々であるということを考えますと、1名では足りないような気がします。今後、増やしていく努力をすべきと考えますが、そういった動きはありますでしょうか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

保育園や学校の先生がグレーゾーンかもしれないと考えるお子さんも含まれるのでしょうかというご質問ですけれども、グレーゾーンの子供も療育支援コーディネーターの対象となっております。

次に、令和2年度まで海匠圏域の療育支援コーディネーターに香取圏域の療育相談もお願いしておりましたが、香取圏域の相談件数が増えてきたため令和3年度から香取圏域に1名を配置した経緯がございます。現在のところ1名でも賄えているところがございますが、今後、相談件数が増加してきましたら検討していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

グリーゾーンの子供達も含まれるということですね。数に関しては、コーディネーターの方が把握するのはもちろんのこと、やはり町としても学校と認識をしっかりと共有し、把握しておくことは最低限必要であると考えます。

学校の教育現場の実態を知らずしては、現状に見合ったサポートは不可能だと思います。出来るだけ早急に実態把握をお願い出来ればと思います。

それでは、質問要旨2、我が町のサポート体制について、お伺いいたします。

学校が行っている取組とは別に、我が町で具体的にサポートしていること、または関与していることはありますか。

例えば、発達障害の特性を持つ子供の自立支援の一つに、先程から出ています療育というものがありますが、そういったものの機会を設けているなど、現場の先生方や保護者の方へのサポートも含めて、あれば教えてください。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

質問要旨の2番目の我が町のサポート体制について、お答えいたします。

発達障害については、早期発見と早期療育支援が重要であると考えているため、健診等で気になる子供については、言語教育などを行うどんぐり教室への参加を呼びかけております。

また、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで子供の成長に応じ、切れ目なく支援が受けられるよう、療育や生活の関係、地域の相談の場など関係機関を紹介したこじゅリンクと呼ばれる子育て相談の電話帳を作成しました。

このこじゅリンクを保護者に、学校等を通して全ての児童・園児のご家庭に配布し、子供の成長に応じた相談先などをご紹介しており、保護者から町に相談があった場合は、専門の事業所等を紹介し、支援につなげております。

現場の先生方へのサポートについては、このこじゅリンクの使用方法について説明会を開催し、保護者から相談があった場合の対応について説明を行っております。また、療育支援コーディネーターが先生方の相談支援も行っております。

私からの答弁は、以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

言語教育は大事ですので、どんぐり教室の存在というものは是非とも発信を強めて行っていただければと思います。

また、こじゅリンクというコジュリンくんと掛け合わせたすてきなネーミングの電話帳があるということで、保護者の方の安心材料となっているかと思います。うまく活用され、支援の輪がつながることを期待しています。

それから、繰り返し出てきました療育支援コーディネーターさんについてですが、実際に行われている療育の部分の内容を町で把握している部分があれば教えていただきたいと思います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、初めに療育の言葉の意味でございますが、障害のある子供やその可能性のある子供に対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、今の困り事の解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援することであって、発達支援という言葉も同義語として使われております。

療育支援コーディネーターが行っている療育の内容でございますが、先生への対応として、学校を訪問し障害傾向にある子供の確認や保護者への対応方法などについて直接連携を取っております。

また、保護者への対応として、療育相談や障害福祉サービスの説明、医療機関の紹介などを行い、関係機関と連絡調整し、その子にあった切れ目のないコーディネートを行っております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

発達障害は、早期の支援が効果的ということもありますので、是非療育支援コー

ディネーターさんには、これからもご活躍いただきたく思います。

今後は東庄町でもそういったコーディネーターの方が専属で配置出来るような体制になれば、より保護者の方達も安心して我が町で子育てを出来るようになるかなと考えております。

いきなりどうにかなる話でもありませんので、長い目で見てその体制への構築を進めていただければと思います。

それでは次ですが、質問要旨3、長期的な支援についてです。

現状、治らないとされている発達障害ですが、長い人生を考えた際に、小学校生活、中学校生活という、短期的なサポートだけではなく、将来の就労までを踏まえた長期的なサポートが必要になってくるケースも増えてくると予想されております。

そこでお尋ねいたします。現在、我が町で長期的に行っているサポートや対策はありますか。

例えば、成人後も行っているサポートなど、もし現状ない場合は、これから実施していく動きはあるのか併せてお尋ねいたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問要旨の3番目、長期的な支援はあるかについてお答えいたします。

成人後のサポートにつきましては、障害福祉サービスや障害者就業支援など、ライフステージの変化に合わせて障害者をサポートしていく体制が出来ております。

また、毎月第3金曜日に保健福祉総合センターにおいて、香取就業センターによる就業相談会を開催しており、毎回1名程度の相談がございます。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。毎月1名ほどの相談が、実態に対して十分なのかそうでないのか検証していく必要もあるとは思いますが、現状でサポート体制が出来ているということで安心いたしました。

発達障害は、大人になるにつれ目立たなくなるケースもあるようです。ただ、し

かしながら、必ずしもそうではなく、社会に出て安定的に職に就くことが難しいことも多いようです。それを踏まえると、サポートの体制があるという事実は、皆さんに周知を積極的にしていくべきだと思いますので、発信の方をこれからもよろしくお願いいたします。

それでは質問要旨4、発達障害が増えている理由をどう分析しているかということについて伺います。

全国的にもグレーゾーンの子供達を含め、増えているようです。これはもちろん断定的なことは言えない分野ではありますが、今後の対策に直結することだと思いますので、我が町の考えがあれば伺いたいと思います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

質問要旨の4番目、増えている理由をどう分析しているかについてお答えいたします。

発達障害やグレーゾーンの子供が増えている理由は、一つは、発達障害が一般に広く知られるようになり、本人、家族の気づきや診療ニーズが高まったこと、二つ目として遺伝的要因と環境要因の両者が関係していると考えられていることがあります。

様々な影響が指摘されておりますが、はっきりとした発症メカニズムは解明されておられません。

いずれにしましても、発達障害、またはグレーゾーンの子供は東庄町だけでなく、全国で増加傾向にあります。

私達の周りには、独特な発達特性を持った子供達が少なからず存在しています。思いつかないようなアイデアや独自のやり方で社会に貢献し、世の中を彩っている存在でもあります。発達の多様性を尊重し、お互いに支え合い、学び合う社会であるようになっていければと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

確かに強い個性を様々な分野に生かしている方も多いというのも事実です。出来るだけそういった才能や個性を引き上げていくことが大切だと思います。

それにはやはり周囲のサポートなくては埋もれてしまうこともあるでしょう。いずれにせよ、そういった特性の子供達が今後増えていった際に、東庄町としても近隣のサポートに頼るばかりではなく、独自の体制を少しでも構築していく必要があると思います。検討を含め、進めていただければ幸いです。

では、質問事項2、発達障害の早期発見と悩みを抱えている保護者の方の窓口についてお伺いいたします。

まず、要旨1ですが、5歳児健診についてお尋ねします。

発達障害は、早期発見をし、早い段階で支援を受けた子は、その後の症状が目立ちにくくなっている場合が多いようです。

また、発見されず周囲が無理解であった場合、それが原因となり、反抗的になったり、ひきこもってしまうこともあるそうです。二次障害と呼ばれるものですが、そういったことを予防するためにも、早期発見は重要だと考えます。5歳児健診、つまり学校生活が始まる前に発見されるというケースも多いそうですが、我が町の健診の実状はいかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

町教育委員会では、5歳児を対象に毎年10月頃、就学時健康診断を行っております。健診の項目は、知能検査や言葉の検査、視力・聴力・眼科・歯科・内科・耳鼻科の検査を実施しています。

そして、検査結果により、家庭に声がけをし、二次検査や教育相談の機会を呼びかけております。その後、面談を通して教育相談を行ったり、適切な機関につないだりいたします。

また、就学時健康診断の問診票を記入していただく際、家庭教育アンケートを行い、困っていること、悩んでいることなど、保護者の困り感を把握するよう努めております。

更に、6月頃には、巡回相談として、小学校入学にあたり特別な支援が必要と思

われる幼児の状況把握のため、各保育園・こども園を香取特別支援学校の教員と共に担当職員が巡回相談を行っています。

以上で答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。就学時の健診は、非常に大事であり、二次検査まで行っているとのことですので、ひと安心いたしました。

それから、巡回相談ですが、療育支援コーディネーター同様、小学校まで拡充する方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。

東庄小学校になり、生徒数も多く、大変であることは承知ですが、それゆえに専門的な相談サポートは必要と思われれます。

議長（宮澤 健君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ご質問にありました、巡回相談を小学校まで拡充することについて、お答えいたします。

巡回相談の主な目的は、小学校入学にあたり特別な支援が必要と思われる幼児の状況把握となっております。ここで得られた情報は、小学校とも共有し、入学後の学校生活支援に役立てられています。

また、町教育支援委員会の調査員を香取特別支援学校教員と北総教育事務所香取分室の特別支援教育担当の指導主事に委嘱しており、この調査員に小学校を計画的に訪問してもらい、子供達の状況把握を行っています。そして、この情報を学校教育係で精査し、言語指導などの必要な特別支援につなげております。

以上で答弁を終わります。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

小学校にも別の形で調査員の方が訪問しているということで、承知いたしました。

学校教育係でも情報を共有しているということなので、その訪問の成果が最大限

生かされるよう、期待いたします。学校の先生方の負担軽減にもつなげていっても
らいたいと思います。

では、質問要旨2、相談窓口についてです。

我が子が、もしかしたら発達障害ではないかと疑う保護者の方もおられると思
いますが、その際に、町で相談出来る窓口はあるのでしょうか。もしある場合、そこ
では専門家が相談を受けてくれるのでしょうか。併せて教えていただければと思
います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問要旨の2番目、相談窓口はあるかについて、お答えいたします。

町の発達障害相談窓口は、基本的には健康福祉課福祉係となります。

しかしながら、福祉係には専門的知識を持った相談員はおりませんので、保護者
から相談があった場合は、先程答弁しました療育支援コーディネーター業務を委託
している香取市の特定非営利活動法人コスモスの花をご紹介して支援につなげてお
ります。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。支援につなげているということは承知いたしました。

しかしながら、東庄町では、受皿になるということはまだ出来ていないというの
が現状です。町の人口を考えると、人材の確保など、確かに難しいかもしれませ
ん。ただ、繰り返しになりますが、今後を見据えますと、やはり専門的知識を持っ
た人材の確保は進めていくべきかと思えます。

現在、町で紹介している特定非営利法人コスモスの花さんですが、事業所の規模
など、参考までに教えていただけないでしょうか。

利用者の数、支援員、職員の数ですね、活動の具体的な内容など、可能な範囲で
構いませんので、お願いいたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、お答えいたします。

まず、利用者の数は、令和5年4月末現在で108人、支援員は29人でございます

活動内容ですが、コスモスの花は18歳未満の障害を持った子供の支援を行っており、児童発達支援や、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援を行っており、事業所は、香取市と匝瑳市にございます。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。事業所は、香取市と匝瑳市にあるとのこと。広域で見れば近隣とはいえ、日頃利用される方にとっては、近いようで遠いというのが正直なところではないでしょうか。放課後等デイサービスなど、有意義なシステムも今後、東庄町にも出来れば欲しいところです。受皿の準備は、東庄町としても避けられない課題だと思います。

最後の要旨3ですけれども、町は信頼出来る医師や専門家とのパイプを持っているかということをお尋ねしたいと思います。

発達障害は、診断が容易ではありません。加えて、多くの親御さんの審理として、我が子にそういう疑いが見られても、そして診断されたとしても、受け入れたくないという気持ちが湧いてくるのも自然なことだと思います。

また、その後に様々な局面で難しい判断を迫られることもあるでしょう。その中では、信用、信頼出来る存在はとても大きいと考えます。

現状、東庄では、そういった医師や専門家とのパイプは持っているのでしょうか。教えていただければと思います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、町は信頼出来る医師や専門家とのパイプを持っているかについてお答

えいたします。

議員がおっしゃるように、保護者の苦しいお気持ちは理解しております。それをサポートすることが重要であると考えております。

町では、専門的な相談先として、18歳未満については、先程答弁いたしました香取市の特定非営利活動法人コスモスの花の療育支援コーディネーターと連携し、適切な支援等を行っています。

成人の発達障害などについては、障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センター業務を香取市にある香取障害者支援センターに委託しておりますので、そちらにおいて相談支援を行い、適切な支援を行っております。

今後も、発達障害などの周知を行いながら、相談支援の充実、発達障害の方や家族の不安解消に努めていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（宮澤 健君）

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

現在は、事業所単位でのつながりは出来ていることということで、承知いたしました。今後は更に一歩進んで、人単位でのつながりも重要になってくると考えます。是非連携をうまくとっていただきながら、悩みを抱える保護者の方の力になっていただければと強く願います。

最後に改めてお願いしたいことは、やはり統計データを見ても、これから発達障害を初め、様々な特性や強い個性を持った子供達が増えていくことが予想されます。それは単純にいいとか悪いとかという問題ではなく、今までと同じような教育体制や福祉体制では対応出来ないことが増えてくるということです。

発達障害という特性を科学的に考えましても、早期発見、早期からの適切なサポート、そして何より周囲の正しい理解を促進することが急務であると考えます。

小さなまちだからこそ、政策やアイデア次第で、きめ細やかなサポートも実現可能だと思っておりますので、これからの時代を作っていく子供達のためにも、是非前向きにこの現状に目を向けていただけるよう、心より強くお願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

以上で、岩井弘晃君の一般質問を終わります。

次に、9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

9番、花香孝彦です。

質問事項、東庄町DXの概要、現状、推進計画。

質問要旨1、東庄町DXの概要。2、デジタル化の現状と理想。3、東庄町DX推進計画。

質問方式は全て一問一答方式で行います。

まずは初めの質問として、要旨1、東庄町DXの概要。

自治体DXとはについて伺わせていただきます。

今年度、東庄町の組織体制の中に、DX推進係という新しい係が追加されました。

このDXについては、前回の3月の定例会にて職員の定数条例の改正の議案に対し、質疑をした際、答弁の中の一つの要因として、DX推進体制の構築、新しい分野の業務との説明がありました。

恐らくこの時点で初めて東庄町でDXを始めることが説明されたと思います。一般的なDXについてはご存じな方も多いと思われそうですが、最初の質問として、自治体DXとは何かを伺わせていただきます。

なお、次の質問からは自席にて質問をいたします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、要旨1の東庄町DXの概要についてお答えします。

まず初めに、DXについて申し上げます。DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略称で、一般的には組織やビジネスのプロセス、サービス、製品のデジタル化とデジタルテクノロジーの活用による変革のことを示します。単にデジタル化をするのではなく、デジタルを活用して変革することを指します。

これに対し、住民の利便性を向上させることや、業務効率化による行政サービスの向上などを実現するためにデジタル技術を活用することを自治体DXといいます。例えば、自治体情報システムの標準化、共通化や行政手続きのオンライン化などが例に挙げられます。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、東庄町のDXを推進していく組織について伺います。

先日、多古町のDXについて新聞報道がなされ、コンサルティング会社のエンジニアにDX推進本部、CIO補佐官を委嘱されておりました。東庄町のDXを推進していく組織については、DX推進係が新たに新設されたというところまでとなります。推進本部やCIOはどうなっているのか。

質問として、東庄町DXの組織、体制について伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

町ではDXを推進していくにあたり、令和5年4月にDX推進係を新設いたしました。また、5月にDX推進本部を設置しております。このDX推進本部は、本部長である町長を先頭に、副本部長に副町長、本部員に教育長、各課長職で構成しております。また、副町長が最高情報責任者CIOとして、町における情報化及びDXの推進を統括することとなります。

なお、5月1日に第1回DX推進本部会議を開催しております。今後は、更にDX推進本部の下部組織として、職員によるワーキンググループを設置し、調査及び検討を行っていく予定でございます。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

続きまして、多古町の例を出ささせていただきましたが、質問として、東庄町でもコンサルティング会社と契約をするのか伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

現時点で早急にコンサルティング会社と契約する予定は今のところございません。まずは、町の方向性を定めて、その中でコンサルティング会社と契約が必要かどうかについても検討してまいりたい、このように考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、要旨2のデジタル化の現状と理想について伺います。

デジタル化の現状としては、デジタル化を今さら推進していなくても東庄町のデジタル化はいろいろと進んでいると思います。例えば、防災無線もデジタル化され、小中学校のGIGAスクールも電子黒板も導入され、議会でも定例会の議事録を動画としてこの定例会より配信をいたします。

これら以外に、役場ではデジタル化が進んでいると思われませんが、質問として、デジタル化によって町民が便利になったと思われる事例について、既に始まっているデジタル化について伺いたいと思います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えいたします。既に実現しているデジタル化、DXの中で、住民に直接関係するもので、分かりやすいものを例に挙げますと、証明書のコンビニ交付や施設予約システムなどがございます。証明書のコンビニ交付は、全国のコンビニエンスストアなどに設置してある端末で、マイナンバーカードを利用して証明書を取得出来るサービスでございます。現在、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書が全国のコンビニエンスストアなどで午前6時30分から午後11時まで取得することが出来ます。

また、施設予約システムでは、公民館や体育館、弓道場、運動公園などの施設をスマートフォンなどをから予約することが出来るシステムでございます。その他、SNSやホームページなどによる町からの情報発信により、住民が行政関係の情報を収集しやすくなっております。これらは町民の利便性の向上につながっていくも

のと考えられます。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、3つのレスのデジタル化についてを伺います。

初めに、押印レスについてです。

押印というアナログ的な作業がなくなれば、インターネット上から申込みをすることが可能になる手続きが多くあると思います。先程も例に挙げていただいた公民館の予約システムについても、押印レスにした結果、インターネット上から申込みが可能になったと思われま

す。質問として、押印レスが進んでいる手続き、現時点で分かる範囲で良いので教えていただければとお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

押印レスの現在の状況ですが、国民健康保険などの届出関係や住民税申告など、一部については押印レスとしたものがございます。DXを推進していくにあたり、押印レスも進めていかなければならない、このように考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、同様にペーパーレスについてです。

押印レスが進めば、申込用紙も必要がなくなります。

質問として、押印レス同様にペーパーレスが進んでいる現状を伺います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

ペーパーレスについては、先程の施設予約システムを利用したのものについてはペ

ーペーパーレス化は出来ております。今後、オンライン申請など、これらを推進しながら、ペーパーレスを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、キャッシュレスについてです。

公民館の予約システムも申込みと同時に利用料の支払いが済んでいるのかと思いますが、コロナ禍の影響もあり、世の中ではキャッシュレス化が大きく進みました。

役場でも、クレジット決済やコンビニ決済など、現金を扱わずに決済手続きが済むようになってきておりますが、質問として、どのような支払いにキャッシュレス化が進んでいるのか伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

現在のところ、公民館の予約システムにつきましては、キャッシュレス化はまだ出来ておりません。今後検討していくこととなります。

また、現在実施されているキャッシュレス化は、税関係でクレジットカードであったり、電子決済などで納付出来るようになっております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、DXの目標と理想のイメージについてとなります。

今までの質問の中から、公民館を利用する予約システムでは、押印レス、ペーパーレス、今後はキャッシュレス化が進み、近い将来には鍵の受渡しについても、例えばQRコードなどを利用した鍵のデジタル化が進めば全て無人化、自動化することが出来ます。本日の行政報告の中でも、鍵の回収業務の契約の報告がありましたが、管理するコストが削減出来ます。

更には、利用状況を自動で集計し、データを活用し、情報をフィードバックする

ことで施設を拡大したり、他の目的に変更したりするなど、早めに対応することが出来、無駄のない施設運営が出来るようになります。

質問として、DXが進むとどのようなことが出来るのか。目標としている理想イメージを伺えればとお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

お答えいたします。町民が便利でデジタルの利便性を享受出来るようなまちづくりを目標にDXを推進していきたいと考えておりますが、今後、ワーキンググループにより課題、可能性を洗い出し、基本となる町の方針を定めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、要旨3、東庄町DX推進計画。計画の策定の時期について伺います。

先程も例に挙げさせていただきましたが、多古町では約3ヶ月前の3月に、また銚子市でも同じく3月に推進計画を策定されております。更に他の多くの市町村でも既に計画を策定しております。

国の自治体DX推進計画は、2026年3月、約3年後までが計画の期間であり、東庄町でも出来る限り早急に計画を策定しなければならないと考えますが、質問として、いつまでに計画を作られるのか伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

現在、町にはDXに関する計画等はございません。今後計画を策定していくこととなりますが、その前に町の方向性を定める必要性がございます。町が目指すべきDXを東庄町DX推進方針として今年度中に策定したいと考えております。DX推進計画につきましては、方針を策定した後、方針を踏まえながら、早い段階で策定したいと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

次に、防災DXの可能性について伺います。

災害時直後であれば、例えば、ドローンなどを活用し、被害状況の把握を行う、また、SNSを活用し、被害状況を集約する。更にその後には、罹災証明を速やかに発行することが出来るかもしれません。いろいろなデジタル化が期待されております。

質問として、防災DXの可能性として、防災DXを始めるにあたり何から始められるのか伺います。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

現在、町では大規模な災害が発生した際、LINEや防災メールなどにより、町から災害情報を発信すると共に、協定を締結しておりますヤフー株式会社や株式会社ベイエフエムから迅速な情報提供をしております。

また、現在、東総コンピューターシステムと無人航空機ドローンを活用した災害時の協定を締結しております。今後、国際ドローン協会などとも協定等について検討してまいりたいと考えております。

また、罹災証明についてもデジタル申請など、防災DX化について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

最後の質問として、町民が使いやすいデジタル化について伺います。

今後、デジタル化、更にはDX化が進むと思いますが、町民が使いやすいものでなければならないという考え方もあります。

東庄町のデジタル化について、東庄町のDXについて方針など、方向性的なこと

でも、思いでも良いので、伺わせていただき、質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

デジタル化、DX化を推進していく目的は、デジタル技術を活用して住民の利便性を向上させると共に、行政サービスの更なる向上を目指すものであると思います。

DXを進めていくにあたり、単に新たな技術を導入するのではなく、利用者目線で業務の効率化、改善を行うと共に、住民の利便性の向上につなげていくことが重要であると考えます。

住民の利便性と業務の効率化という、本来目指す本質を見失わないように、東庄町のDXを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

以上で花香孝彦君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は15時ちょうどからとします。

（午後 2時52分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）、日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上2件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま提案されました承認第1号、町税条例の一部を改正する条例及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例及び東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

急を要するため、3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、承認第1号、町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

今回の改正の主なものは、町民税、固定資産税、軽自動車税の改正となっております。

それでは、町税条例の一部を改正する条例の主なものについてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案により、改正について説明させていただきます。

第34条の9の改正は、令和6年度から森林環境税が課税されることに対応した

還付規定などの文言を追加する改正になります。

第36条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書記載事項の簡素化に係る法改正に合わせた規定の整備となります。申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合に、異動がない旨を記載した申告書を提出することが出来ることを定める規定となります。

2ページをお願いいたします。

第36条の3の2第3項、4項、5項、6項の改正は、法改正に合わせた項ずれの改正になります。

第38条の改正は、森林環境税の賦課徴収方法について、新たに項を設ける改正及び文言の整備になります。

3ページをお願いいたします。

第41条の改正は、森林環境税の導入に伴い納税通知書に記載すべき納付額を追加する改正及び文言の整備となります。

第44条の改正は、森林環境税の導入に伴い町民税の特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正及び文言の整備となります。

5ページをお願いいたします。

第46条の改正は、法施行規則の様式新設に伴う改正となります。

第47条の改正は、法改正に伴う改正で森林環境税の導入に伴い徴収した個人住民税に係る過誤納金について、還付を受けるべきものが市町村徴収関係過誤納金により市町村未納徴収金等に納付することを委託したものとみなされることとなる旨を規定する改正になります。

6ページをお願いいたします。

第47条の2の改正は、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正及び文言の整備となります。

7ページをお願いいたします。

第47条の6の改正は、法改正により、年金所得より特別徴収されなくなり、普通徴収として徴収した際、還付があった場合の繰入れの扱いについて、給与所得者に係る繰入れと同様となる旨の改正となります。

7 ページ下段から 9 ページ上段までとなりますけれども、第 48 条、第 50 条の改正は、法施行規則の様式新設に伴い、様式を追加する改正及び文言の整備となります。

第 82 条の改正は、軽自動車種別割の税率について法施行規則の改正に合わせ、原動機付自転車に係る三輪以上のものの規格の改正となります。

10 ページをお願いいたします。

第 98 条、第 101 条は、法施行規則の様式の新設に伴う改正となります。

次の 11 ページをお願いいたします。

附則第 8 条の改正は、法改正に伴い肉用牛の売却による事業所得について、免税対象肉用牛に係るものについて、令和 6 年度までの個人住民税所得割を課さない特例期限を令和 9 年度まで延長する改正となります。

附則第 10 条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の特例が令和 5 年 3 月 31 日で終了し、法附則第 64 条を削る改正規定が施行されたことに伴う改正となります。

11 ページ下段から 13 ページになりますが、附則第 10 条の 2 の改正は、固定資産税等の課税標準の特例（わがまち特例）に係る改正です。法改正に合わせた項ずれによるもの及び規定の新設に合わせた改正となります。

13 ページ下段から 14 ページになりますが、こちらはこの中の附則第 10 の 3 の改正は、法規定の新設に合わせ、固定資産税等の課税標準の特例を受ける際の特定期間に係る申告書の提出を定める規定の追加及び耐震基準適合家屋の申告関係規定について法改正に合わせた項ずれによる改正となります。

15 ページをお願いいたします。

附則第 15 条の 2 の改正は、軽自動車税の環境性能割の額に納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更及び法改正による項ずれ改正となります。

附則第 16 条の改正は、環境性能の良い車両を普及していくためにグリーン化特例の適用期限が延長されることになり、法改正に合わせた規定の整備及び項ずれの改正となります。

18 ページをお願いいたします。

第 16 条の 2 の改正は、附則第 15 条の 2 と同様の項ずれの改正となります。

19 ページをお願いいたします。

附則第17条の2の改正は、長期譲渡所得の土地等の譲渡において、税率の特例期限が令和8年度まで延長された法改正に伴う改正となります。

附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症特例法の規定の整備による改正となります。

続いて、附則の説明を申し上げますので、議案書の8ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則の第1条では、この条例の施行期日を定めております。

次の9ページをお願いいたします。

第2条では、町民税に関する経過措置、第3条では、固定資産税に関する経過措置、次の10ページに移りますが、第4条では、軽自動車税に関する経過措置の整備を行っております。

続きまして、承認第2号東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容を説明させていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

今回の改正の主なものは、課税限度額の改正と軽減判定所得の見直しとなっております。

恐れ入りますが、参考資料の21ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により、説明させていただきます。

まず、第2条第3項の改正ですけれども、課税限度額の引き上げによるものです。高齢化等により医療給付費が増加し、被保険者の所得が伸びない状況において、後期高齢者支援金賦課分の超過世帯割合が大幅に増加してきております。課税限度額を引き上げることにより、高額所得者には負担を求めることとなりますが、反面、中間所得層に配慮した保険税の設定が可能となります。保険税負担の公平性の確保、中間所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に引き上げる改正となります。

第23条の改正は、第2条で改正しました後期高齢者支援金等課税限度額を引き上げる改正と国民健康保険税額の減額に関する改正で、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額をそれぞれ引き上げる改正となります。

国民健康保険税では、負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割、こちらは被保険者均等割と世帯別平等割のことを指すわけですが、こちらについて、原則としまして7割、5割、2割の軽減を行っております。

次の22ページに移りまして、第23条第1項第2号及び第3号です。こちらは低所得者に対する軽減措置ということで年々拡充されておりますが、今年度においても5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を5,000円引き上げて29万円に、2割軽減の対象となる世帯においては、1万5,000円引き上げて53万5,000円とする改正となっております。

次の23ページ、第23条の2第1項の改正は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する改正で、規定の整備による改正となります。

次の24ページをお願いいたします。第24条の2第2項の改正は、特例対象被保険者等に係る申告に関する改正で、納税義務者の申告書の提出にあたり、特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類について雇用保険法施行規則で規定する通知に改めるものでございます。

次に、以降は附則の改正となりますけれども、附則第2項から第4項、附則第7項から第9項及び附則第12項から第13項の改正は、対応する法令の規定の適正化に係る改正となります。

続きまして、本則の附則の説明をいたしますので、議案書にお戻りいただきまして、議案書の13ページをお願いいたします。

附則の第1項では、この条例の施行期日を定めております。

第2項では、適用区分を定めており、今回の改正規定は、令和5年度以後の年度分について適用し、令和4年度分までについては、なお従前の例によることとされております。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度東庄町一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第3号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し

上げます。

本案件は、令和5年度一般会計補正予算第1号の専決処分について承認を求めるもので、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業について早急に事業を実施するため、予算を編成したものであります。

補正内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,410万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億4,110万7,000円としております。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月24日に専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

承認第3号、専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

令和5年度東庄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、令和5年4月24日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

先程、町長の提案理由にもありましたとおり、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業について計上したものとなります。

初めに歳出予算から申し上げますので、議案書の20ページをお願いいたします。

3款・民生費、2項2目・児童福祉費、児童措置費の3節・職員手当等15万円。

給付事業に係る職員の時間外勤務手当となります。

10節・需用費2万円、給付事業に係る消耗品です。

11節・役務費3万円、通知書の郵送料及び口座振込手数料です。

12節・委託料16万5,000円、子育て世帯生活支援特別給付金システムに係る対象者の抽出などの委託料です。

18節・負担金補助及び交付金450万円、子育て世帯生活支援特別給付金とし

てその他の世帯分の給付となります。物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、給付金を子供1人当たり5万円支給するもので、住民税均等割が非課税の世帯に給付いたします。給付見込数としまして、児童扶養手当受給者は県からの支給となるため、その他の住民税非課税世帯分の90人を見込んでおります。

続きまして、4款・衛生費、1項2目・保健衛生費、予防費の1節・報酬112万9,000円、3節・職員手当等合計22万8,000円、これらは、接種事業のために雇用する会計年度任用職員の報酬及び期末手当などの人件費です。

7節・報償費、新型コロナウイルスワクチン接種等謝金1,040万円、及び8節・旅費、費用弁償54万円。これらは、ワクチン接種をする医師や看護師などに対する謝金及び交通費です。

10節・需用費26万4,000円、封筒などの印刷製本費です。

11節・役務費54万3,000円、接種券の郵送料などです。

12節・委託料4,534万9,000円、ワクチン接種や、21ページに移りまして予約に対応するコールセンターの委託料、ワクチン接種会場の運営委託料、ワクチン接種に係るシステムの改修委託料です。

13節・使用料及び賃借料78万9,000円は複写機の使用料です。

次に、歳入について申し上げます。19ページをお願いいたします。

歳出で説明しました全額につきまして、国庫支出金で賄うものとなります。

15款・国庫支出金、2項2目・国庫補助金、民生費国庫補助金の2節・児童福祉費補助金486万5,000円は、歳出補正の民生費で申し上げました、子育て世帯生活支援特別給付金事業に対する補助金となります。

同項3目・衛生費国庫補助金の2節・予防費補助金5,924万2,000円は、歳出補正の衛生費で申し上げました、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する補助金となります。

以上で専決処分による一般会計補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

10番、大網正敏君。

10番（大網正敏君）

では、ちょっとお聞きしたいのですが、コロナウイルスのワクチン接種、これは何人分を予定しているのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

接種人数ということで、対象の人数ということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、6歳以上については6,910件を見込んでおります。そのうち予診のみということで接種出来なかった場合について30件、6歳未満ということで、こちらが40件を見込んでおります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東庄町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第9、議案第24号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第24号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症について、本年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更となったことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第24号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

議案書26ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたが、本年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症について、法律上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更されました。

これに伴い、国におきましては、同日付で人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症への対応作業に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例が廃止されました。また、県におきましても同様の対応がされております。

本条例は、東庄町においても、新型コロナウイルス感染症について、法律上の位置づけが5類感染症に変更になったことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正条例は、2条立てになっております。

第1条は、一般職の職員の給与等に関する条例について、第2条は、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての改正でございます。

参考資料の29ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条の一般職の給与条例の改正内容でございますが、防疫等作業手当に係る特例が規定されておりました附則第21項及び第22項を削除する改正となっております。

参考資料30ページをお願いします。

第2条の会計年度任用職員の給与条例の改正内容でございますが、一般職と同様に防疫等作業手当に係る特例が規定されておりました附則第2項及び第3項を削除する改正となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第24号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第25号、東庄町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第25号、東庄町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和5年4月に子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

議案第25号、東庄町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、町長の提案理由にもございましたように、こども家庭庁の設置に伴う必要となる関係法律の改正により、子ども・子育て支援法が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料31ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

子ども・子育て支援法で、国の子ども・子育て会議について規定されていた法第72条から第76条が削除されたことに伴い、引用条文について条ずれが生じたため、第1条の設置、第2条の所掌事務の規定を改正するものでございます。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。

附則についてですが、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することを規定するものです。

以上で、東庄町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第25号、東庄町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第26号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第26号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,513万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ68億2,624万2,000円とするものであります。

また、第2条 繰越明許費で翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めております。

歳出の主な補正内容でございますが、まず総務関係では、コミュニティ助成事業について新規で予算計上しております。

次に、民生関係では、物価高騰対策として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業及び子どもの成長応援臨時給付金事業について新規で計上をしております。

次に、教育関係では、こども園通園バスの置き去り防止装置設置事業について新規計上し、運動施設維持補修工事費について増額補正をしております。

歳入につきましては、歳出に伴う国県補助金、諸収入などを補正し、歳入が歳出に不足する分については、繰越金を補正しております。

以上、一般会計補正予算の主なものについて提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、議案第26号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第2号）の内容について説明させていただきます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の36ページをお願いいたします。

初めに2款・総務費、1項5目・企画費の18節、コミュニティ助成事業助成金250万円。菰敷区のお祭り用品に関する助成で、相撲祭りで使用する化粧まわしなどの購入費用への助成となります。こちらの財源は、全額宝くじ振興財団からのコミュニティ助成事業助成金となります。

次に、3項1目・戸籍住民基本台帳費の3節・時間外勤務手当27万8,000円。こちらはマイナポイントの受付期限が9月末に延長されたことによる時間外手当の増額補正となります。こちらは全額国庫補助金が財源となっております。

続きまして、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費の22節・子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金350万6,000円。こちらは令和3年度から4年度にかけて実施した住民税非課税世帯などへの給付金事業の残額を返還するものです。

8目、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の合計4,875万円。18節に計上しております、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に係る経費となります。この給付金は物価高騰に伴う支援事業で、住民税非課税世帯などを対象に1世帯当たり3万円を給付するもので、1,500世帯への給付を見込んでおります。この事業の財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

2項・児童福祉費、37ページに移りまして、5目・子どもの成長応援臨時給付金の合計949万5,000円。18節に計上しております子どもの成長応援臨時給付金の給付に係る経費となります。この給付金は県独自の支援事業で、物価高騰対策として給付を行う事業となります。小学校1年生から中学校3年生までを対象に、子ども1人当たり1万円を生計維持者へ給付するもので、844名分の給付を見込んでおります。この事業の財源につきましては、全額県補助金となっております。

なお、県による高校1年生を対象とした1人1万円の給付事業につきましては、県単独事業となるため町の事業としては実施しません。

次に9款・教育費、1項・教育総務費、2目・事務局費の合計297万9,000円。教育委員会事務局における会計年度任用職員1名にかかる人件費となります。学校運営協議会や部活動の地域移行など、学校諸課題に対応するための指導主事が必要となり、人件費が不足するため増額補正するものです。

4項1目・幼稚園費の10節・需用費44万円。こじゅりんこども園送迎バス2台の置き去り防止装置の設置に係る修繕料となります。幼児用のバスの置き去り防止装置について、本年4月に義務化されたことに伴い、熱中症の危険度が増す前に設置をたく増額補正しております。

6項・保健体育費、2目・体育施設費、14節・工事請負費1,718万7,000円。宮野台運動公園野球場の照明器具改修工事に係る追加費用の補正となります。こちらにつきましては、当初予算は参考見積りにより工事費6,000万円を見込んでおりましたが、設計業務委託の成果である設計額と比較したところ不足が

生じたこと、また、3月に国の積算基準の改定により共通費が増加したこと、老朽化したケーブルの交換費用を新たに見込んだことなどの理由により、追加で1,718万7,000円の費用が必要となります。

今後につきましては、予算の調製において、細心の注意によりの確な積算額の把握に努めてまいります。

次に、歳入について申し上げます。35ページをお願いします。

15款・国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金、1節・番号制度補助金27万8,000円。歳出補正の総務費で申し上げました、戸籍住民基本台帳費に対する補助金となります。

3節・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、合計4,875万円。歳出補正の民生費で申し上げました、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業に係る補助金となります。

16款・県支出金、2項2目・民生費県補助金、5節・児童福祉費補助金949万5,000円。歳出補正の民生費で申し上げました子どもの成長応援臨時給付金事業に係る補助金となります。

6目、教育費県補助金、1節・学校教育費補助金35万円。歳出補正の教育費で申し上げました、こども園バスの置き去り防止装置設置にかかる補助金となります。

一つ飛ばしまして、21款・諸収入、5項3目5節・雑入のコミュニティ助成事業助成金250万円。歳出補正の総務費で申し上げました、コミュニティ助成事業に対する助成金となります。

同節、スポーツ振興くじ助成金1,600万円。歳出補正の教育費で申し上げました、照明器具改修工事に対する助成が内定したことによるものです。

最後に歳入が歳出に不足する776万2,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を補正するものです。

続いて、第2条の繰越明許費をご説明いたします。議案書の32ページの第2表をお願いいたします。

こちらは地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することの出来る経費を定めるものであります。

繰越事業は1件でございまして、7款・土木費、2項・道路橋梁費の高架橋撤去工事業務委託料1億1,262万3,000円。本事業は、JR成田線の東今泉地

先に架橋されている高架橋について、老朽化のため撤去工事を委託するものです。工事委託については、現地の環境面から夜間の限られた時間での作業が多くなることなど、来年度までの工期を見込む必要があるため、繰越明許として計上しております。

以上で一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

議案書37ページの18節、子ども成長応援臨時給付金なんですけれども、県は小学生、中学生、高校1年生を対象に1万円ずつ給付ということで聞いております。それは先程、県の事業だからうちの町は小中しかやらないという説明だったんですけれども、その理由もお聞かせください。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

あくまでもこの事業については県が実施する事業で、実施主体が市町村になるんですけれども、小学校1年生から中学校3年生までについては児童手当の仕組みを活用して給付をするという形になっております。高校1年生につきましては、高校を通して支給をするということで、担当の課が県の学事課となっております。小学校1年生から中学校3年生については、子育て支援課が担当する課という形で聞いております。ということで、町で実施する事業につきましては、小学校1年生から中学校3年生で、それは児童手当の仕組みを活用して交付するという形になっております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

分かりました。高校1年生の子供達は別ルートで入るということで、保護者がい

ろいろな県からの広報を読んで、高校1年生ももらえらると思っらるのにというの
が一瞬あつたもので。分かりました。

議長（宮澤 健君）

他にありまスカ。

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

37ページ、一番下の6項2目14節・工事請負費、運動施設維持補修工事費に
ついて伺わさせていただきます。

増額の理由や経緯については、今、説明がありましたが、前回の定例会、3月に
6,000万円の予算を組み、僅か3ヶ月で約1,700万円の増額という補正予
算額は、5,000万円を超え、議会の議決が必要な工事であり、本来であれば事
前に全員協議会を開催して、説明があつてもおかしくない大きな問題のある案件だ
と考へております。

原因としては、設計業務の入札が令和5年1月26日と遅れたことにより、予算
編成の際の算定額が簡易的過ぎたことが今回の6月補正の一番の原因であると私は
考へます。計画的に適切な業務を心がけてほしく、今後は気をつけてほしいと考へ
ますが、答弁があればお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡伸明君）

ただいま花香議員のご指摘のとおりと思ひます。事務の執行については、細心の
注意を払い、計画的に執行しなければなりません。今後、このようなことがないよ
う、適切な事務の執行に努めてまいります。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第26号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第12、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（令和4年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）、日程第13、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について（令和4年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書）、日程第14、報告第3号、繰越額使用計画について（令和4年度東庄町水道事業会計予算繰越計画書）、以上3件を一括議題とします。

職員に報告の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

町長より報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました報告第1号から報告第3号について、一般会計2件及び水道事業会計について提案理由を申し上げます。

初めに、報告第1号、令和4年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由を申し上げます。

令和4年度予算のうち、年度内に終わらない見込みの事業について、先の令和5年3月定例会で繰越明許費の設定を行い、承認いただいたところでございますが、今回、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告をさせていただくものでございます。

続いて、報告第2号、令和4年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書について提案理由を申し上げます。

令和4年度予算で、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものに

ついて、令和5年度へ繰り越す額が確定し、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づきまして、報告させていただくものでございます。

最後に、報告第3号、繰越額使用計画について提案理由を申し上げます。

令和4年度東庄町水道事業会計予算の建設改良費のうち、年度内に支払い義務の発生しなかった額について、地方公営企業法第26条第1項の規定により予算を繰越いたしましたので、同条第3項の規定により、繰越額の使用に関する計画についてご報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。よろしく願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容についてご説明いたします。

議案書の42ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたとおり、昨年度補正予算にて設定しました繰越明許費につきまして、繰越明許費計算書の報告を行います。

表中、款、項、事業名及び金額につきましては、繰越明許費を設定した額を記載しておりまして、翌年度繰越額は実際の繰越額となっております。また、その右側には翌年度繰越額の財源内訳を記載しております。

初めに、4款・衛生費、1項・保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業については、繰越明許費設定額3,591万5,000円に対し、実繰越額は2,246万7,000円となります。事業費が確定したことにより減額となっており、財源は全額国庫支出金となっております。

次に、5款・農林水産業費、1項・農業費の農道整備事業654万5,000円。青馬地先の農道整備に係る測量等業務委託料などの繰越しです。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費の道路維持工事、繰越明許費設定額3,922万1,000円に対し、実繰越額3,857万2,000円。事業費が確定したことにより減額となっております。財源の地方債3,000万円は、過疎対策事業債となります。

同項の道路改良工事、繰越明許費設定額6,210万円に対し、実繰越額6,067万円。こちらも事業費が確定したことにより減額となっております。こちらの財源の地方債3,870万円も過疎対策事業債となります。

以上4事業の繰越明許費設定額は1億4,378万1,000円、実繰越額は1億2,825万4,000円。財源内訳としましては、未収入特定財源として国県支出金2,246万7,000円、地方債が6,870万円、一般財源は3,708万7,000円となっております。

続きまして、報告第2号、事故繰越繰越計算書の内容についてご説明いたします。議案書の44ページをお願いいたします。

対象の事業は1事業でございます。

2款1項・総務費、総務管理費の東庄町公共施設等総合管理計画改訂業務委託382万8,000円。事業の内容としましては、長期的な視点から公共施設などを適正に維持管理するため、平成28年度に策定しました東庄町公共施設等総合管理計画につきまして、新たな国の指針に基づき見直しするものです。当該計画の改訂に伴い、令和5年3月に町民の意見を反映すべくパブリックコメントを予定しておりましたが、作成した素案を精査したところ、記載内容の追加修正が必要となり、その調整に想定以上の期間を要したことから、年度内に業務を完了させることが困難となったことによる事故繰越しです。

財源内訳としましては、全額一般財源となります。

なお、本業務については、本年5月にパブリックコメントを実施の上、完了しております。

以上で報告第1号及び第2号の内容説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、報告第3号、繰越額使用計画について内容の説明を申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

令和4年度東庄町水道事業会計予算の繰越しでございます。

先程、町長の提案理由にもございましたが、地方公営企業法第26条第1項の規

定により、年度内に支払い義務が発生しなかった建設改良費を翌年度に繰越し使用するものでございます。この規定により事業者は建設改良費について1年は予算を繰り越すことができ、また、同条第3項の規定により、町長は繰越額を直近の議会に報告しなければならないと規定されております。水道会計の閉鎖については、3月末日となるため、本日が直近の議会となりますのでご報告をいたします。

なお、一般会計につきましては、5月末の出納閉鎖後に報告となっております。

それでは、46ページの繰越計算書をご覧ください。

繰越計算書の内容ですが、事業名、水道事業配水管更新第3号工事及び第2水道事業減圧弁設置工事でございます。

まず、配水管更新第3号工事でございますが、現在千葉県により新宿地先の銚子信用金庫東庄支店前の国道の交差点改良工事を実施しております。本配水管更新工事は道路改良工事と同時施工で行う計画ですが、県発注の交差点改良工事の遅れにより、町発注の配水管更新工事にも遅れが生じたことにより、1,743万円を繰越しといたしました。

また、第2水道事業減圧弁設置工事につきましては、使用する製品が受注生産の部材のため、納期まで相当の日数を要したことにより、工期に大幅な遅れが発生し、868万5,000円を繰越いたしました。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

本件については、報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号から報告第3号の報告を終わります。

日程第15、請願第1号、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、日程第16、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

ここで、請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

4番、柳堀忠君。

4番（柳堀 忠君）

4番、柳堀です。よろしくお願いします。

それでは、請願第1号、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、紹介議員として趣旨説明を申し上げます。

教育は、日本の未来を担う子供達を心豊かに育てる使命を持っております。義務教育国庫負担制度は、憲法の要請に基づき、義務教育の根幹である機会均等、水準維持・向上、無償制を国が責任を持って支える制度です。私達は、全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受ける権利があります。この制度が廃止、または国の負担割合が更に下げられることがないように、教育水準の維持・向上に必要な本制度の権利について要望するものです。

国の2024年度予算編成にあたり、各市で大規模な自然災害が立て続けに発生している状況を考えると、今までとは違った新たな教育環境構築に財政措置を講ずることが重要になってきます。その場合も地域間で格差が生じないように、そして義務教育の水準に格差が生まれることがないように、子供達の健全育成を目指した豊かな教育を一層進める必要があります。

そして、本請願において新たにソサエティー5.0に向けて様々な課題対応を求めています。狩猟社会から農耕社会、工業社会を経て、現在の情報社会、そして次の大きな変革として超スマート社会とも言われるソサエティー5.0は、AI、ビッグデータ、IoT等の先端技術が高度化し、我々の生活は劇的に便利で快適になっていくと思われれます。

しかし一方で、この変化に不安の声も多く、改めて人間としての本質を問う声も聞こえてきています。人間の強みを生かした社会へ向けた学びの在り方、新たな社会を牽引する人材像を見据えた教育を社会は必要としています。GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応出来る環境整備を求めています。

国を支える子供達により良い教育を保障するため、予算の拡充を働きかけていただきたく要望します。

趣旨をご理解いただき、採択をお願いして趣旨説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

これらの請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第17、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、7日及び8日の2日間は、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、7日及び8日の2日間は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月9日の会議は、議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願ひます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4時31分 散会）